

【研究ノート】

日光国立公園内の尾瀬ヶ原 電源開発計画と反対運動

—戦後後期の国立公園制度の整備・拡充（5）—

村 串 仁三郎

目 次

戦後後期の国立公園制度の整備・拡充（1）（本誌 76・1）

戦後後期の国立公園制度の整備・拡充（2）

2 戦後後期の国立公園をめぐる自然保護運動

（1）日本自然保護協会の設立とその活動（以上本誌 76・2）

（2）戦後後期の国立公園内の産業開発と自然保護運動

- ① 阿寒国立公園内における雌阿寒岳硫黄鉱山開発と反対運動
—戦後後期の国立公園制度の整備・拡充（3）—（以上本誌 76・3）
- ② 中部山岳国立公園内の黒部第四発電所建設と反対運動
—戦後後期の国立公園制度の整備・拡充（4）—（本誌 76・4）
- ③ 国立公園内の尾瀬ヶ原の電源開発計画と反対運動
—戦後後期の国立公園制度の整備・拡充（5）—（本誌本号）

はしがき

1 戦前戦後の尾瀬における電源開発問題と反対運動の概要

（1）戦前の尾瀬電源開発計画と反対運動

（2）戦後前期の尾瀬電源開発計画と反対運動

2 戦後後期の第2次（前段）尾瀬ヶ原電源開発計画の提起

—前段 1951—4年までの問題—

（1）第2次（前段）尾瀬ヶ原電源開発計画の提起

（2）第2次（前段）尾瀬ヶ原電源開発計画への反対運動

3 戦後後期の第2次（後段）尾瀬ヶ原電源開発計画の提起

—後段 1955年以降の問題—

（1）第2次（後段）尾瀬ヶ原電源開発計画の提起

（2）第2次（後段）尾瀬ヶ原電源開発計画反対運動と計画の中止

4 高度経済成長期の第3次尾瀬ヶ原電源開発計画の提起と反対運動

5 小括

はしがき

尾瀬は、国立公園の自然保護運動、ひいては日本の自然保護運動のメッカともいべき格別の意義をもった地域である。戦前来、尾瀬は、たびたび電源開発の危機に曝されながらも、反対運動に守られて生き延び、戦後も3回にわたる電源開発計画を阻止する運動によって保存され、さらに無謀な観光道路開発を中止させる運動に成功して、今もなお天然の自然を私たちの前に残していてくれる。しかも2008年には、日光国立公園の一部にすぎなかった尾瀬一帯は、尾瀬国立公園として独立し、いっそうその価値と重要性を高めている。

有力な国立公園内の貴重な自然と名勝地が、産業開発や観光開発によってしばしば破壊され、大きく傷つけられてしまったのに、尾瀬は、比較的被害を最少に抑え、多くの原生的自然を維持してきている。

何故だろう、不思議なことである。例えば、前稿で明らかにしたように、1956年5月に黒部第四発電所建設計画が承認され、建設工事が開始されていったその時期に、尾瀬ヶ原の電源開発計画は認められなかったのである。その秘密を明らかにすることは、国立公園の自然保護運動、ひいては日本の自然保護運動にとって大きな意義がある。

私は、これまで戦前と戦後前期の尾瀬における第1次尾瀬ヶ原電源開発計画問題については、やや詳細に検討してきたが、ここでは、戦後後期に提出された第2次の尾瀬ヶ原電源開発計画とその反対運動を考察することにした。

小論の課題は、戦後前期に計画された第1次尾瀬ヶ原電源開発計画が、1950年までに消滅したあと、再び前段としては1951年から1954年にかけて提起された第2次電源開発計画と後段として1955年に提出された尾瀬ヶ原発電所建設計画と計画にたいする反対運動について可能な限り詳細に検討し、何故、尾瀬ヶ原電源開発計画が阻止されたかを分析し、日本の自然保護運動の抱える問題点を摘出し、最後にこれまでの尾瀬の自然保護運動

を総括し、自然保護運動の教訓をえようとすることである。

1 戦前戦後の尾瀬における電源開発計画と反対運動の概要

(1) 戦前の尾瀬電源開発計画と反対運動

はじめに戦前の尾瀬における電源開発計画問題を簡単に振り返っておこう⁽¹⁾。

尾瀬の電源開発計画は、すでに1913（大正2）年に尾瀬沼の水を利用する案からはじまり、尾瀬ヶ原を貯水池化して発電所を建設する案が1922（大正11）年に提出され、尾瀬の住人平野長蔵と内務省衛生局保健課、史蹟名勝天然記念物保存協会、農商務省山林局、国立公園制度制定のリーダー田村剛、植物学者の白井光太郎、武田久吉、などの反対で中止された⁽²⁾。

1927（昭和2）年になって再び提出された関東水電会社の計画は、尾瀬沼に高さ14メートル、幅142メートルのダムを築き、水面を1.96メートルから14.1メートルに保ち、1983KWの発電所を建設し、また尾瀬ヶ原を只見川の川口で高さ15.8メートル、幅158メートルのダムを構築し堰き止め、水深を6メートルから14メートルに高め貯水池化し、その水を利用して、2万3152KWを発電する計画を提起した⁽³⁾。

この尾瀬電源開発計画にたいして、すでに国立公園候補地となっていたこともあって、1927年に設立された国立公園協会を先頭に、内務省衛生局保健課、1928年に内務省から天然記念物保護行政を引き継いでいた文部省、さらに国有林保護を目指す山林局、それらの官庁に関係していた多くの学者が、反対の運動をおこなった。

とくに文部省は、1930年に地質、植物、動物の3学者を動員して尾瀬の天然記念物化を目指して、調査をおこない、1933年に報告書『尾瀬天然記念物』を公表した。しかし尾瀬の天然記念物化の試みは、この時期には成

功しなかった⁽⁴⁾。

1931年に国立公園法が制定され、国立公園委員会の中で、内務省衛生局、文部省の関係者は、有力な国立公園の候補であった日光・尾瀬を国立公園に指定すべく、尾瀬電源開発計画をすすめようとする通信省電気局と対立し、尾瀬の保護を主張した。結局、自然保護と開発を両立させるという開発を一部認める妥協案で、尾瀬は日光国立公園の一部として指定されることになった⁽⁵⁾。

しかし通信省電気局は、基本方針を変えず、1935年再び東京電燈が、大掛かりな計画を提出し、1938年には電力国家管理案のもとで戦時体制的な尾瀬ヶ原電源開発計画案が提出された。

その計画は、出力64万KWの発電所の建設、高さ80メートルのダム構築、水深30メートルの尾瀬ヶ原貯水池化、建設費1億40万円の投資という壮大なものであった。

準戦時下にもかかわらず、国立公園協会をはじめ、田村剛、武田久吉らは、反対運動に立ちあがり、計画の実行を一時中止された。しかし1940年に入って再び計画の決行が問題化した。これまで反対運動をおこなってきた論客たちが、いっせいに反対論を展開した。幸い戦局の悪化のため、計画の実行は遅延し、ついには敗戦によってこの尾瀬ヶ原電源開発計画は、中止されることになった⁽⁶⁾。

注

- (1) 戦前の尾瀬の電源開発計画反対運動については、拙著『国立公園成立史の研究』、法政大学出版局、2005年、の第Ⅱ部第3章を参照されたい。
- (2) 同上、246-53頁。
- (3) 田村剛「尾瀬地方風景調査書」、東京営林局『尾瀬地方に於ける保護林と其の風景』、1928年、所収、19頁。
- (4) 前掲『国立公園成立史の研究』、255-6頁。
- (5) 同上、36-8頁。
- (6) 同上、258-609頁。

(2) 戦後前期の尾瀬電源開発計画と反対運動

敗戦とともに商工省は、いちやしくは電力産業の復活に取り組み、かつ尾瀬の電源開発にも取り組んだ⁽¹⁾。

国策会社の日本発送電は、1946年に尾瀬沼・只見川筋の総合開発のために調査を開始し、1947年3月に「只見川筋水力開発計画概要」をまとめた⁽²⁾。

この「只見川筋水力開発計画概要」は、「尾瀬ヶ原ハ堰堤築造地点ニ尚幾多検討ヲ要スベキ点ヲ残シテハキルガ貯水池トシテハ全ク理想的ナ地点デアル。」「尾瀬ヶ原ヨリ落口ハ平滑滝ノ上流ニ高五七米ノ堰堤ヲ築造シ尾瀬沼ヲ除キタル全流域量ヲ貯水スルト共ニ発電所附近只見川流量ヲ豊水時ニ揚水貯水シ渇水期ニ放流スルモノデアル」と指摘している⁽³⁾。

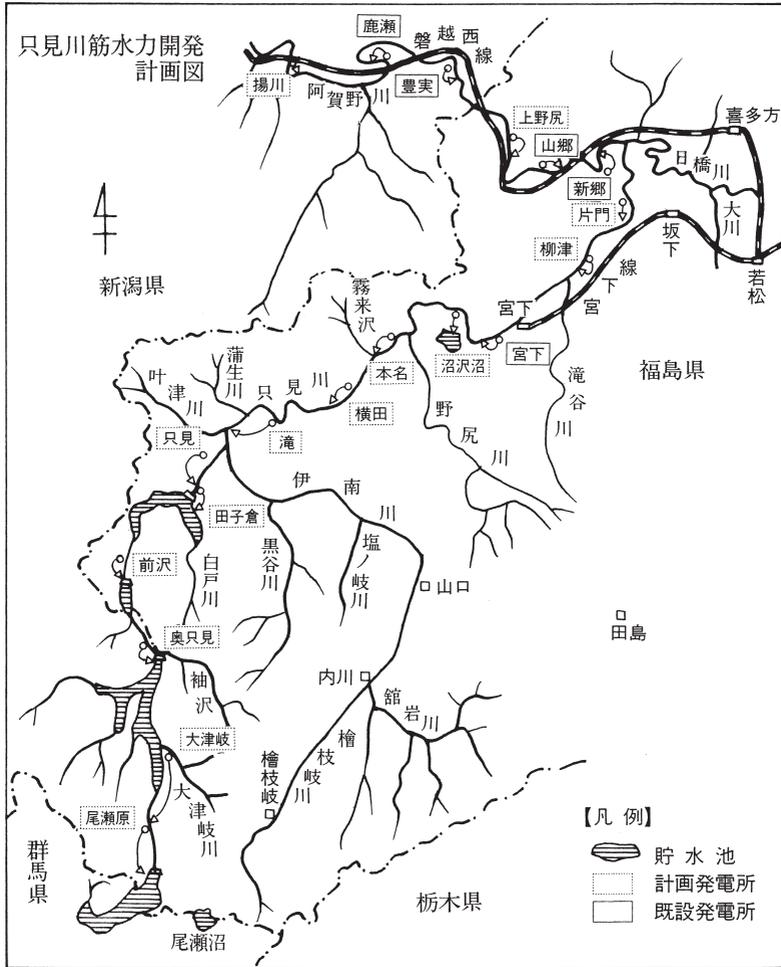
以後この計画が、只見川総合電源開発計画、福島県の電源開発計画案の源案となり、いわゆる本流案となって広まっていくことになる。以前、尾瀬の電源開発計画反対運動について論じた拙稿では、この計画について言及できなかったので、ここでその概要を示しておきたい。

この計画案によれば、尾瀬ヶ原発電所の最大出力は、14.3万KW、ダムの高さ57メートル、貯水池の水深27メートル、尾瀬ヶ原の貯水面積11.7平方キロメートル、有効貯水量2億2600立方メートルであり、只見川総合計画の発電所全体の出力は、181万KWである。ちなみに尾瀬ヶ原の発電力は、総合計画全体の7.8%で、それほど大きな比重を占めてはいない。

これらの数字は、その後それぞれ計画ごとに若干変化するが、基本的には大きな変化はない。なおここでは明示されていないが、後に新潟県から只見川の水を新潟県側に分水する案と、1953年頃から東京電力による尾瀬ヶ原の水を利根川に分水する案が追加されることになる。

一方、1947年2月に商工省は、戦時に決定した尾瀬沼の水を片品川の発電所に利用する流域変更工事の再開命令を次官通達とし日本発送電にだした⁽⁴⁾。

図1 日本発送電「只見川筋水力発計画概要」図（1947年）



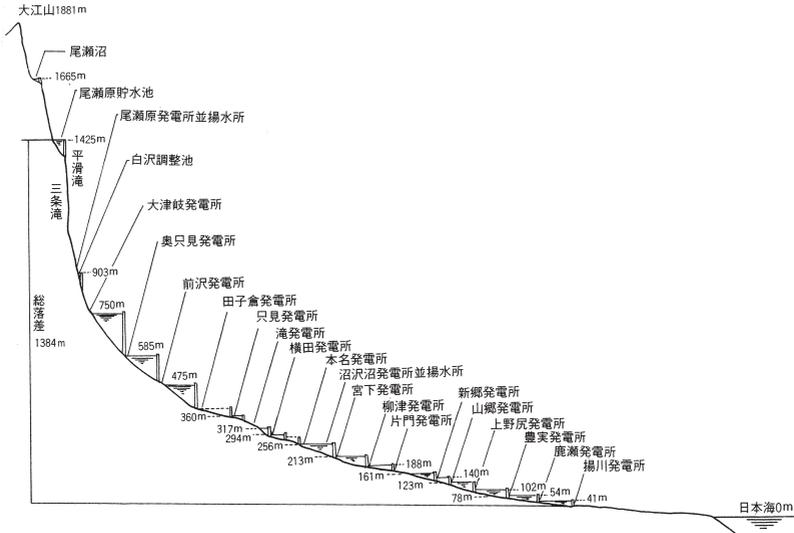
注 『尾瀬と只見川電源開発』, 45頁より。

表1 只見川筋発電水力利用一覧表(1947年)

	発電所	有効落差 (m)	本計画完成後 最大出力(KW)	既設最大 出力(KW)	貯水池 調整池名	堰堤高 (m)	湛水面積 (km ²)	利用水深 (m)	有効貯水容量 (1,000m ³)
未設	尾瀬原	510.00	143,000		尾瀬原	57.00	11.70	27.00	226,000
〃	大津岐	147.00	75,000		白沢	30.00	0.26	2.00	1,000
〃	奥只見	148.00	367,000		奥只見	150.00	12.70	75.00	558,000
〃	前沢	90.00	256,000		前沢	92.00	3.50	35.00	90,300
〃	田子倉	79.00	114,000		田子倉	80.00	6.00	40.00	166,000
〃	只見	26.00	37,000		(只見)				
〃	滝	36.00	55,000		(滝)	9.00	0.28		
〃	横田	21.00	37,000		横田	29.00	0.63	3.00	1,900
〃	本名	20.00	40,000		本名	19.00	0.38	2.00	660
〃	沼沢沼	(220.00)	(47,000)		沼沢沼		3.10	30.00	85,200
既設	宮下	40.00	109,000	64,200	宮下	48.50	1.50	3.00	4,060
未設	柳津	24.00	77,000		柳津	34.25	1.39	3.00	5,670
〃	片門	22.50	72,000		片門	20.75	1.40	3.00	4,700
既設	新郷	20.50	84,000	51,600	新郷	26.00	3.48	2.20	6,380
〃	山郷	15.70	64,000	43,800	山郷	21.00	0.80	2.80	1,940
未設	上野尻	16.00	65,000		上野尻	24.00		2.80	△2,500
既設	豊実	25.55	104,000	56,400	豊実	29.15		2.58	3,100
〃	鹿瀬	22.43	81,000	49,500	鹿瀬	25.20		2.00	1,800
未設	揚川	11.30	36,000		揚川	23.00		2.00	△1,500
	計	1,274.98 (沼沢沼ヲ除ク)	1,816,000 (沼沢沼ヲ除ク)	265,500	備考 ()内ハ水路式 △ハ推定				

注 出典は図1と同じ。

図2 図1の断面図



注 出典は図1と同じ。

この計画は、日本発送電が、尾瀬沼に小さなダムを築き、夏期に貯水した水を、渇水期に三平峠の下に敷設する導水管をつうじて片品川に放流し、下流の発電所に水を補給する案であった⁽⁵⁾。

この計画にたいし地元民は反対運動に立ちあがり、国立公園所管の厚生省、尾瀬の天然記念物化を意図していた文部省は、それぞれに関係する自然保護を重視する学者を糾合して反対運動を展開した。しかし尾瀬沼の取水利用・小ダム化計画は、被害が少ないとして反対運動派は、計画を承認した。その裏には、反対派が、日本発送電と尾瀬ヶ原には手を付けないという密約があったからであるといわれている⁽⁶⁾。

福島県は、戦後復興で急増する電力需要を予測して、この日本発送電の計画案にそって、1948年3月に、「福島県奥会津総合開発五ヵ年計画」を改変した総合計画（「奥会津地方開発について」）を作成した⁽⁷⁾。

新潟県も、1947年に尾瀬ヶ原の水を新潟県で利用する開発計画に取り組み、翌年1月に計画案を提起した⁽⁸⁾。

政府は、電力需要に応えるべく、尾瀬ヶ原の電源開発計画を推進し、商工省は、日本発送電案をもとに、1948年2月に関係部局をあつめて「尾瀬ヶ原、只見、利根川総合水利計画」について協議会する会合を開催し、電源開発の実施に取り組んだ⁽⁹⁾。

この計画にたいして、地元住民、国立公園所管の厚生省、天然記念物所管の文部省は、それぞれの委員会に関係する自然保護を重視する学者、文化人を再び糾合して、戦前の尾瀬保護運動の成果を継承して、一部のマスコミの協力をえて、広範な反対運動を展開した。

反対派は、1949年10月に地元住民、厚生、文部両省の官吏、学者・文化人、国会議員、実業家など数十名からなる尾瀬保存期成同盟を結成して、尾瀬ヶ原ダム化反対運動を展開した。

とくに興味深いのは、1949年12月11日にNHKによる虚偽を含んだ尾瀬ヶ原電源開発計画の紹介に、尾瀬保存期成同盟は、猛然と批判を加え、反対運動を盛り上げ、NHKを反省させ、反対派の意見をも放送をさせた。

さらに尾瀬保存期成同盟は、NHKの誤った尾瀬ヶ原電源開発計画報道に賛成した『読売新聞』、『毎日新聞』の記事を批判し、多くの世論の支持をえた。1950年4月には、尾瀬保存期成同盟は、国会への請願書を提出し、反対世論を高めた。

きしくも政府は、電源開発政策を強化しつつ、GHQの指令によってつくられた集中排除法に基づいて、1951年に日本発送電を解散し、9電力企業に分割した。こうして尾瀬ヶ原のダム化をともなう尾瀬電源開発計画は、反対運動の力もあったが、日本発送電の消滅とともに、ひとまず消滅し、尾瀬ヶ原の水没計画は回避された。

それをうけて尾瀬保存期成同盟は、事実上活動を停止し、さらに新たに生じた阿寒国立公園内の雌阿寒岳硫黄鉱山開発計画にたいする反対運動をおこなうために、日本自然保護協会を組織して発展的に解散していった⁽¹⁰⁾。

こうして尾瀬ヶ原電源開発計画は、必ずしも反対運動によって中止されたと言い切れないのではあるが、日本発送電の消滅とともに、曖昧なまま中断し、ひとまず立ち消えしたのであった。

注

- (1) 拙稿「敗戦直後における国立公園制度の復活（下）」で敗戦直後の尾瀬の電源開発とその反対運動について考察したが、その際には、尾瀬の電源開発についての一次資料の収集が不十分であった。今回は、一次資料の収集につとめ、戦後前期の尾瀬の電源開発についての一次資料も含め、重要な資料を参照することができた。

以前参照できなかった資料を参考までに列記しておく。

多くの関係資料を収録した文献は、以下の2冊。

福島県編『福島県史』第14巻、「近代資料」4、1969年。

只見町編『尾瀬と只見川電源開発』、只見町史資料第3集、1992年。

なお只見町編『尾瀬と只見川電源開発』は、編集者であった大塚實氏により大塚實『尾瀬と只見川電源開発』（私家版）としてもまったく同じものが出版されている。本書は、課題についての詳細な研究を踏まえ、多数の貴重な資料を収録しており、優れた研究である。拙論は、事実経過の認識、資料の面でこの著書に大いに依拠した。ここに記して著者である大塚實氏

に感謝の意を示しておきた。

- (2) 日本発送電東北支部「只見川筋水力開発計画概要」, 前掲『尾瀬と只見川電源開発』所収, 35-46頁。
- (3) 同上, 38-9頁。
- (4) 同上, 152頁。
- (5) 拙稿「敗戦直後における国立公園制度の復活(下)」, 「(2) 1947年尾瀬沼の取水工事問題とその反対運動」の項参照。
- (6) 同上, 116頁。
- (7) 前掲『福島県史』第14巻, 998頁。
- (8) 前掲『尾瀬と只見川電源開発』, 33頁。
- (9) 拙稿「敗戦直後における国立公園制度の復活(下)」, 「(3) 1948年尾瀬ヶ原の水力発電用ダム化問題とその反対運動」の項, 121頁。
- (10) 雌阿寒岳硫黄鉱山開発計画の反対運動と日本自然保護協会の当初の活動については, 拙稿「阿寒国立公園内における雌阿寒岳硫黄鉱山開発と反対運動」, 「戦後後期の国立公園内の自然保護運動」, とともに『経済志林』第76巻第3号を参照されたい。

2 戦後後期の第2次(前段)尾瀬ヶ原電源開発計画の提起

—前段1951—4年までの問題—

(1) 第2次(前段)尾瀬ヶ原電源開発計画の提起—OCI報告と政府案を中心に—

戦後の第1次尾瀬ヶ原電源開発計画案は, 1951年5月の日本発送電の解散で一時消滅したが, この時期にわが国の電源開発問題は新たな段階に入った。すなわち1950年に朝鮮戦争が勃発し, 日本の産業界は戦争特需にわき, 政府は, 大規模な電源開発計画をすすめた。

政府は, 1950年10月に電気事業再編令を公布し, 翌年5月には, 戦前国策会社として設立されていた日本発送電を解体して民間9電力会社を設立し, 同年10月には, 電源開発5ヵ年計画を発表し, 1952年7月には電源開発促進法を制定し, 特殊法人電源開発株式会社を設立し, 民間電力会社と準国営の電源開発会社の両輪で, 電源開発に取りくんだ⁽¹⁾。

尾瀬・奥只見を県域内にかかえる福島県は、1950年3月に、日本発送電案を継承して「福島県総合振興政策」を立案し、その一部の計画案として、尾瀬ヶ原直下で只見川上流の平滑の滝近くにダムを建設し尾瀬ヶ原を貯水池化して、尾瀬ヶ原発電所を建設し、16.8万キロKWの発電を計画した⁽²⁾。

1951年5月、東北電力も「只見川電力開発計画」を発表した⁽³⁾。新潟県も、1948年1月に只見川から県内に分流する開発計画を立案し、1949年7月には新潟県議会でこの案を採決した⁽⁴⁾。

こうして一時挫折し消滅していた尾瀬ヶ原の電源開発計画は、一つは、只見川総合電源開発計画をめぐる福島県の本流案と新潟県の分流案との対立、政争の問題として、また尾瀬ヶ原の水没、尾瀬の自然破壊の問題として社会問題化して、再びクローズアップされることになった。

政府は、急速に増大する電力需要にこたえるために、尾瀬・奥只見の電源開発計画をめぐる対立していた各計画を一本化して、早期に電源開発計画を実施していく必要に迫られた。

1951年7月に政府は、通産省公益事業局の諮問機関である公益事業委員会をつうじて、政争を超えて只見川電源開発計画を公平かつ技術的な面から一本化するために、OCI（アメリカ海外技術調査団）に調査方を依頼し、アドバイスを求めた⁽⁵⁾。

22名からなるOCI調査団一行は、1951年9月6日から21日まで只見川の現地調査をおこない、尾瀬についても3日間の調査をおこなった⁽⁶⁾。OCIは、9ヶ月の調査、研究の後、1952年5月に「只見川電源開発調査報告」を公表した。

その間、福島県総合開発調査局は、1951年11月に「只見川電源開発について」を発表し、「只見川本流開発計画」として、以下のような尾瀬ヶ原の貯水池化と発電所建設計画を示した⁽⁷⁾。

2 河状及び貯水池計画

尾瀬原地帯は標高一、四〇〇メートルの高所に在り、且つ、広大な平坦

地であるから貯水地築造には全く理想的な地点である。…

3 貯水及び発電計画

(イ) 尾瀬原貯水池及び発電所（揚水式）

平滑の滝の東部に「ロックフィルダム」（石塊堰堤）を築造して貯水池を設ける。本貯水池は尾瀬沼を除いた流域の自己流量の外に本堰堤地点から尾瀬原発電所の下流に設ける白沢調整池に至る間の流域の流量と大津岐川及び大ヨツピ川から導水される流量とを揚水して貯溜する。

斯くして得られた水を冬期及び夏期渇水期に使用して火力代用の補給電力を発生せしめる計画である。

そして具体的な計画数字を下記のように示した⁽⁸⁾。

表2 福島県尾瀬ヶ原電源開発計画案（1951年）

項目	データ
標高	1427m
貯水量	2.5億立方m
ダム高	66m
落差	474m
建設材料	
セメント	4.2万トン
鉄材	2.7万トン
建設費	89.4億円
最大出力	15.7万KW
発生電力量	3.25億万KWH

注 前掲『福島県史』第14巻，259頁より作成。

1952年5月にOCI『日本政府公益事業委員会に対する只見川電源開発調査報告書』が公表された⁽⁹⁾。

この報告書は，東北電力案，福島県案などの「尾瀬原，奥只見，前沢，田子倉及び内川の大規模貯水池の建設」案を基本的に踏襲し，「尾瀬原貯水池から放流される水は奥只見の本流に建設される発電所で使用」されると本流案を支持し，「尾瀬原貯水池へ揚水して貯水することの費用及び価値を経済的に検討した結果尾瀬原地点は当初は其の地点の自流のみを貯水する

よう建設すべきことがわかった。その結果として尾瀬原の貯水容量は日発から最初に提案されたものの半分以上に修正された。」⁽¹⁰⁾と指摘した。

OCI尾瀬ヶ原発電所開発計画案についての具体的なデータは、表3のとおりである。

表3 OCIの尾瀬ヶ原発電所開発計画案の指標

	原 案	修正案
最高落差	512.8m	495m
最終出力	16.8万KW	12万KW
貯水量	2.5億立方m	1.25億立方m
ダムの高さ	80m（東北電力案） 66m（福島県案）	当初50m その後85mに
総工事費		82.3億円
ダムのみ		18.2億円

注 OCI『只見川電源開発調査報告書』、44頁、61頁、65頁、から作成。

OCI案では、出力は16.8万KWから12万KWに、また落差も512.8メートルから495メートルに、貯水量も2.5億立方メートルから1.25億に、そしてダムの高さも、80メートルあるいは66メートルから当初50メートル程度縮小する案であった。

なお「東京電力会社は只見川の尾瀬原における自流を利根川に移すための水利権を持っている」との主張にたいして、「水利権に関する問題はOCIの只見川調査の範囲内ではない。」としてその是非の判定を保留した⁽¹¹⁾。

OCI報告が公にされるや、福島県は、わが意をえたりと、開発計画の実現に励み、1952年8月に「主流案の優位」を、1953年3月に「只見側電源利用計画概要」を公表して自説を喧伝した⁽¹²⁾。

片や分流案の新潟県は、1952年6月に「分流案の方が優秀である」と、OCI「只見川電源開発調査報告書」を批判した。その後、双方は政治的な論争、工作をおこない激しく対立していった⁽¹³⁾。この問題については、ここでは直接関係が薄いので深入りしないが、この対立は、尾瀬ヶ原電源開発計画反対運動に微妙に影響することになった。

いずれの計画案も、尾瀬ヶ原の貯水池化を前提にした開発案であった。

ともあれ、政府は、こうした本流案と分流案の対立、政争を解消して電源開発を早期に実現していくことを迫られ、1953年7月28日、新潟県に一部分流案を認め、本流案開発方式を閣議決定した⁽¹⁴⁾。

「政府案は開発会社案の長所を更に活かし新潟県分水案の短所を避け、電力の最も効率的な開発を図ると共に、只見川地域全体総合開発の大局的見地に立って立案されたものである。」といわれている⁽¹⁵⁾。

当初、対立はとけなかったが、1953年8月には両県は妥協して開発にあたることになった⁽¹⁶⁾。こうして政府案がまとまり、いよいよ尾瀬・只見川電源開発計画の実行が日程にのぼってきた。

1954年8月、福島、新潟両県合意の「只見特定地域総合開発計画書」が策定されて公開され、1956年3月に閣議決定された⁽¹⁷⁾。依然この計画は、尾瀬ヶ原の電源開発計画を含んでいたことに変わりりはなかった。

注

- (1) この経過については、前掲『福島県史』第14巻の巻末の解説に詳しい。
- (2) 同上、69-70頁。
- (3) 同上、251-256頁。
- (4) 前掲『尾瀬と只見川電源開発』、76頁、119頁。
- (5) 同上、76頁。
- (6) 同上、90-6頁。
- (7) 前掲『福島県史』第14巻、258-9頁。
- (8) 同上、259頁。
- (9) OCI『日本政府公益事業委員会に対する只見川電源開発調査報告』、公益事業委員会、1952年。あるいは前掲『尾瀬と只見川電源開発』、99-108頁。
- (10) 同上、15頁。あるいは前掲『尾瀬と只見川電源開発』、99-108頁。
- (11) 同上、18頁。
- (12) 前掲『福島県史』第14巻、275-85頁。
- (13) 前掲『尾瀬と只見川電源開発』、77頁。
- (14) 同上、77頁。
- (15) 同上、132-4頁。
- (16) 同上、77頁。
- (17) 同上、65-7頁。

(2) 第2次（前段）尾瀬ヶ原電源開発計画への反対運動

1951年5月に日本発送電が解散させられて第1次尾瀬ヶ原電源開発計画の中断によって、問題は一応解決され一段落した。しかしすでにみたように尾瀬ヶ原の電源開発計画そのものは、1951年に決して消滅したわけではなく、福島県を中心に、東北電力、電源開発会社などの計画案に引き継がれていた。

1951年から1954年にかけての尾瀬ヶ原電源開発計画にたいする反対の動きは、1955年の運動とくらべると、激しいものではなかったが、地道に確実にすすめられていった。

1951年9月19日に開催された日本自然保護協会設立のための第3回準備会では、緊急な雌阿寒岳硫黄採掘計画問題を検討しただけでなく、尾瀬ヶ原・黒部川・北山川の水力発電問題対策をも協議した。しかし尾瀬問題がどのように議論されたかわかっていない⁽¹⁾。

1951年10月23日に最初に開かれた日本自然保護協会理事会でも同じことで、雌阿寒岳硫黄採掘計画問題が中心的に論議され、反対の陳情書を作成し、雌阿寒岳硫黄採掘計画反対運動に取り組みはじめたが、尾瀬ヶ原・黒部川・北山川の水力発電問題対策も協議されたが、その内容は明らかではない⁽²⁾。

1951年11月21日に開催され日本自然保護協会評議員会は、富士山頂ケーブル架設問題、富士山麓本栖湖疎水利用問題、吉野熊野国立公園内の北山川水力発電建設問題を論議したが、しかし尾瀬問題は討議された形跡は残されていない⁽³⁾。

1952年1月18日に開催された日本自然保護協会の評議員会においては、厚生省国立公園部「田中技官から各公園地域内の電源開発予定に関する一般的な説明があった後、本田技官から熊野川、琵琶湖、尾瀬ヶ原地方の資源局計画の実状に就て、専門的立場から細々と解説されたが、来会者に深い感銘を与えたが、所詮資源開発と自然保護とは両立し難く、本協会の使

命の一層重大なことが痛感せしめた。」と報じられている⁽⁴⁾。

この会議では、はっきりと日本自然保護協会が、尾瀬ヶ原の電源開発計画の存在を確認し、反対の意向を示していることがわかる。しかし当日開かれた理事会は、「特に押迫った事情にある大雪山公園層雲峡、吉野熊野公園の北山川の問題」について論議し、尾瀬ヶ原電源開発問題を取り上げなかった⁽⁵⁾。

したがって日本自然保護協会は、まだ尾瀬ヶ原電源開発計画について緊迫したものとして真剣に対応していなかったことがわかる。

一方、1952年2月25日、国立公園協会宛に、同年9月開催の第3回国際自然保護連合総会への招待状が届いており、国立公園協会は、代表を出席させることができなかったのも、英文のレポート「日本における自然保護と水力開発」を送ることになった⁽⁶⁾。

この報告書の中で国立公園協会は、当時問題の中心であった北山川、黒部渓谷の問題とともに、尾瀬ヶ原の「水力発電」計画の概略を述べ、「尾瀬ヶ原は景観的には勿論、地形、動物、植物学的にも貴重なものを多数包含し、水力発電計画により貯水池と化して水没することはわが国の自然保護上重大な問題であって国立公園を主管とする厚生省並びに当協会では従来から極力反対しており、世論も之を重大視しているが、水力発電側ではこれを一方的に計画を推進しようとしている。」⁽⁷⁾と報告し、国際世論に訴えた。

こうした報告書をみれば、国立公園協会や日本自然保護協会が、理事会や評議員会で逐一尾瀬ヶ原電源開発計画に反対を表明していなくとも、一貫して尾瀬ヶ原電源開発計画に反対していたことが理解できる。

なお、この報告書をみると、国立公園協会は、尾瀬ヶ原の電源開発については「極力反対」を表明しているのにたいし、黒部第四発電所建設計画については「当協会は極力この計画に反対すると共に若し己むを得ざる場合は、堰堤式発電所により上廊下、下廊下の溪水に変化を加えない計画の実施を要望している。」と述べている⁽⁸⁾。

この指摘は、重大なことであって、すでに1952年2月の段階に、国立公園協会は、尾瀬ヶ原については絶対反対の意向を示していたのにたいして、黒部第四発電所建設計画については「己むを得ざる場合」を想定し、妥協的姿勢を示していることである。

この問題は、後にもう一度検討することになるが、ここでは1952年2月の時期に、自然保護協会理事長の田村剛が理事長であった国立公園協会が、黒部第四発電所建設計画反対より尾瀬ヶ原の電源開発計画反対のほうにより力を入れる姿勢を認めていたことに注目しておきたい⁽⁹⁾。

1952年5月にアメリカ技術調査団（OCI）の報告書が公表された。これを受けて、1952年6月13日開催された日本自然保護協会の評議員会では、さっそく「米国資本に依る尾瀬ヶ原の電源開発計画への対策に関する件」を議題にあげて、「尾瀬ヶ原の電源開発については、最近のO.C.I（アメリカ技術調査団）より発表された勧告、すなわち只見川本流開発案の内容並びに将来の見込みについて詳細な説明を聴いた。」と報告され、勧告に注目している⁽¹⁰⁾。

その後1952年9月3日、理事長の田村剛の病気と夏の熱さのため開催されなかった日本自然保護協会の評議会が久しぶりに開催された。この評議会では、カラカス国際自然保護連合総会報告について、つぎのようにと報じられている⁽¹¹⁾。

資源と自然保護との問題は、世界各国共に国家の重要問題として取り扱う傾向が、益々濃厚となりつつあるが、国際自然保護連合でもそのカラカス大会で『電源開発と自然保護』を主要議題に取上げ、只見川のケースには、アメリカのO.C.I調査団の勧告があったり、わが国土の自然保護も決してゆるがせに出来ない緊迫した状態にあるためか、列席者各位が異常の熱心を示され、頗る有意義な会合であった。

日本自然保護協会は、国際自然保護連合総会に大いに注目した。確かに

注目するだけのことはあり、翌年5月に国際会議から反応があった。

しかしその後、日本自然保護協会も国立公園協会も、尾瀬の電源開発計画問題についてしばらく触れることはなかった。1953年1月23日の日本自然保護協会の評議員会は、多くの問題を論じたが、尾瀬の電源開発計画問題を議題に掲げなかった⁽¹²⁾。

ところが1953年5月4日、外務省を通じて、総理府科学技術行政協議会事務局宛てに、「国際自然保護協会から自然保護についての要請に関する件」という要請文が届けられた。

その内容は、「一九五二年九月カラカスにおいて開催された国際自然保護協会第三回総会は、ロンドン会議及びワシントン会議の定義する国立公園及び特別自然保存地をおびやかしている危険に対する関係政府の注意を喚起する。」、そして日本の政府関係機関にその旨を傳達するように要望し、大会決議を添えたものであった⁽¹³⁾。

大会決議は、尾瀬ヶ原の電源開発計画を名指してはいなかったが、明らかに、尾瀬ヶ原、山北川、黒部の各発電所開発計画を批判し、厳しく自然保護を政府に要求するものであった⁽¹⁴⁾。

これをうけて国立公園協会は、理事長田村剛の名義で、政府関係機関のほか、電源開発会社、各9電力会社に国際自然保護連合の関係資料を送付し、自然保護を訴えた⁽¹⁵⁾。

この影響がどの程度生じたかについては、必ずしも明らかではないが、この国際的圧力は、黒部第四発電所建設計画では無視されたが、尾瀬ヶ原の電源開発計画については少なからぬ影響を与えたことは疑いない。

こうした国際的支援を背景にして、元気づいた厚生省は、1953年6月24日に開催された国立公園審議会の国立公園計画特別委員会で、「日光国立公園特別保護区計画について」提案した。『国立公園』誌の報告によれば「日光…国立公園の特別保護区については慎重なる調査並に他省との折衝の結果今回の原案をえた」として提案され、議論された⁽¹⁶⁾。

明らかに「尾瀬ヶ原については一二万キロワットの発電計画」があるこ

とが前提で論議され、「尾瀬の発電と自然保護とは両立し難い、開発の一番最後の段階の時に計画して貰いたい。」として、発電計画の先送りが主張された⁽¹⁷⁾。

こうして1953年12月22日に国立公園法に基づいて厚生省は、尾瀬ヶ原を特別保護区に指定した。この事実は、これまであまり注目されてこなかったが、厚生省と国立公園審議会が事実上尾瀬ヶ原電源開発計画を否認したことを意味していたのである。

そもそも「特別保護区」という自然保護規定は、1949年の国立公園法の改正によって加えられた第8条2項により「主務大臣は特別地区内ニ於テ特ニ景観維持ノ為必要有リト認ムルトオキハ国立公園計画ニ基キ特別保護地区ヲ指定スルコトアル。」⁽¹⁸⁾として規定されたものである。

この条項は、従来法令によらず重要な地域を特別地区として取り扱ってきたものを、「国立公園景観の核心部に当り最も原始性を保持せしめたい地域を、特別保護区として指定保存し、僅少の国立公園計画に基く行為以外は、絶対現状維持を原則とする」ことを規定したものである⁽¹⁹⁾。

厚生省は、国立公園審議会の議論をへて、1953年12月22日付けで、日光国立公園の13地区、9,718ヘクタール、内尾瀬地区、8,650ヘクタールを特別保護区に指定した⁽²⁰⁾。

『日本自然保護協会事業概況報告書』は、「これにより今後尾瀬ヶ原保存問題に貴重な裏づけを得たものと喜びに堪えない。」と指摘している⁽²¹⁾。

これは重大なことである。厚生省は、黒部については計画中止の手段・措置をこうじなかったが、尾瀬ヶ原については、特別保護区に指定し特別な対応をして、計画を阻止しようとして楔を打ち込んだことがわかる。

さらに厚生省は、鉱山法に則って、1956年に尾瀬ヶ原を「鉱区禁止地区」に指定し、必ずしも尾瀬ヶ原で鉱山開発計画があったわけではないが、開発規制に歯止めをかけた⁽²²⁾。

文部省もまた、貴重な文化財と自然を天然記念物に指定して保護行政を強めていた立場から、尾瀬ヶ原の保護に乗り出し、積極的な活動をおこな

った。

戦前から尾瀬の保存に熱心に取り組んできた文部省は、厚生省とともに、1948年、49年にかけて尾瀬ヶ原電源開発計画反対の運動に積極的に関与してきた。この反対運動をおこなっている最中の1950年に文部省は、東大教授辻村太郎（地質学）、鎗木外岐雄（動物学）、本田正次（植物学）の3名からなる尾瀬ヶ原調査団を派遣した⁽²³⁾。これは、尾瀬ヶ原を天然記念物に指定して開発から尾瀬ヶ原を守ろうとする意図をもったものであった。

文部省は、この調査と別途に、日本学術会議の協力のもとに、尾瀬の大々的な調査を企図し、実行していた。この調査は、1950年3月に現に危機に曝されている尾瀬について「純学術的立場から尾瀬ヶ原を総合的に徹底的に調査研究することの急務を痛感」して、日本学術会議のもとに植物学、動物学、地質学の研究者が集っておこなうことになったものである。

調査は、総勢52名の全国から集められた学者から編成され、1950年度から3ヵ年かけておこなわれ、中間研究発表をおこないつつ1954年7月『尾瀬ヶ原総合学術調査団研究報告』として公表された⁽²⁴⁾。

報告書の「あとがき」は、「できるならば、あの美しい、心のふるさととも思われる尾瀬の自然が近視眼的な少数の人間によって破壊されることは防ぎたいものである」と指摘し、極めて控えめであるが、尾瀬ヶ原の保存を訴えた。

こうした尾瀬ヶ原の学術調査を踏まえて文部省は、尾瀬の天然記念物指定の準備をおこなったのである。

そもそも天然記念物とは何か、改めここで少し言及しておきたい。

天然記念物とは、貴重な史蹟、名勝、自然を保護するための制度であり、1911（明治44）年に設立された史蹟名勝天然記念物保存協会の活動を踏まえて、1919（大正8）年に制定された史蹟名勝天然記念物保存法によって定められた。史蹟名勝天然記念物保存行政は、当初は内務省の所管であったが、1928（昭和3）年から文部省の所管となり、以後文部省は、国立公園内の開発にたいして史蹟、明勝地、優れた景観、貴重な自然を保護する

ために大きな役割を果たしてきた⁽²⁵⁾。

文部省は、とくに戦前来尾瀬の保護にはことのほか熱心であった。

戦前は尾瀬の天然記念物指定に成功しなかったが、1948年に尾瀬ヶ原の電源開発計画案で消滅の危機にさらされた時も文部省は、史蹟名勝天然記念物保存法の精神に基づいて尾瀬ヶ原を保存するために積極的に活動した。

戦後の法体制整備の過程で、1950年に史蹟名勝天然記念物保存法は、他の法律と一緒にされ、文化財保存法の第五章におさめられた。

文化財保存法の第96条によれば、文化財保護委員会は「記念物のうち重要なものを史蹟、名勝、又は天然記念物（以下史蹟名勝天然記念物と総称する）に指定することができる。」また「特に重要なものを特別史蹟、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史蹟名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。」とした⁽²⁶⁾。

この法律によれば「史蹟名勝天然記念物」とは、第2条4項の規定する「文化財」であって、「峡谷、海浜、山岳その他の名勝地でわが国にとって芸術上又は鑑賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（生生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然現象の生じている土地を含む。）でわが国にとって学術上価値の高いもの（以下記念物という）」である。

また天然記念物も、「文化財指定基準」によれば、動物、植物、地質鉱物のほか、「保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の地区（天然保護区）」の4種が規定され、「天然記念物のうち世界的に国家的に価値のたかいもの」は「特別天然記念物」として特別に規定された⁽²⁷⁾。

こうして文化財保護委員会によって、天然記念物または特別天然記念物に指定されると、それらの地域は、文化財保護委員会の管理のもとで開発が厳しく規制され、保護されなければならなかった。

開発の脅威に曝されている国立公園にとって重要なものは、名勝地と天然保護区としての天然記念物である。

戦前には、1922年に白馬連山高山植物帯が植物の天然記念物に、1928年

に上高地が「名勝天然記念物」に指定されていた。

戦後は、1952年に、吉野熊野国立公園内の瀨八丁、十和田国立公園内の十和田湖及び奥入瀬地区、富士山の一角がそれぞれ「特別名勝」地に指定された。天然記念物には、1952年に、中部山岳国立公園内の上高地が、天然保護区として特別天然記念物に、指定された。

植物の特別天然記念物として指定されたものは、1952年に阿寒国立公園内のマリモ、日光国立公園内の足尾辺のコウシンソウ自生地だけでる⁽²⁸⁾。

尾瀬の場合には、戦前から文部省によりたびたび指定が意図されたが商工省の反対で実現しなかった⁽²⁹⁾。文部省は、1948年、49年に尾瀬ヶ原電源開発計画が提起されるや、今度こそ尾瀬を天然記念物に指定して尾瀬を保存しようと試みたのであった。

今度は、そうした努力が実って尾瀬は、先ず1956年に天然記念物に指定され、さらに1960年には特別天然記念物に指定されることになった。

以上のように文部省は、1955年まで尾瀬の天然記念物指定に積極的に努力してきたのである。

話をもとに戻そう。

地元の福島県でも尾瀬ヶ原電源開発計画にたいする大きな反対運動の動きがみられた。1954年8月16日の『福島民報』は、「尾瀬、の保存問題再燃、県学术界の意見まとめ強力運動」と題してつぎのように報じている⁽³⁰⁾。

田子倉地区の開発を踏切に奥只見電源開発は急に進展する雲行をみせているが、これにともなって日光国立公園の自然美を代表する尾瀬ヶ原の保存問題が再燃、県教委では九月はじめひらく文化財専門委員会で県学术界の意見をとりとまとめ、建設、通産両省にできる限り保存するよう呼びかけることになった。

県内文化関係者、学術団体は尾瀬湿原が低緯度地帯では世界でも有数な自然美を原形のままとどめていることを理由に「近視眼的な少数の人間によって破壊されることをぜひ防がなければならない」と強硬な意見をとな

えている。

文化財保護委員会は、天然記念物に指定する場合には、地方自治体教育委員会の意見を聞かなければならなかったのに、文部省は、福島県の教育委員会の協力を求めたのである。

国立公園協会と日本自然保護協会の理事長である田村剛は、1954年12月の『国立公園』誌に掲載された小論文「自然保護運動の展開」の中で、「近時尾瀬ヶ原の発電計画については、絶対にこれを認めない方針で臨んでいる」と宣言している⁽³¹⁾。

以上のように、1951年から1954年にかけての尾瀬ヶ原電源開発計画に反対する動きは、厚生省と文部省を中心に、尾瀬ヶ原電源開発計画を確実に規制する法的な体制を整備しながら展開されたのである。

注

- (1) 前掲『保護協会事業概況報告書』（第一輯），16頁。
- (2) 同上，18頁。
- (3) 同上，25-8頁。
- (4) 同上，43頁。
- (5) 同上，47頁。
- (6) 同上，64頁。
- (7) 同上，67-8頁。
- (8) 同上，71頁。
- (9) 黒部については、前稿「中部山岳国立公園内の黒部第四発電所建設計画と反対運動」（本誌第76巻第4号）で詳しく論じたのであるが、そこで厚生省国立公園部首脳や田村剛らが、尾瀬ヶ原をとくに重視し、黒部第四発電所建設計画にやや冷ややかであったと指摘したが、すでに1952年の段階でそうした事実が示されていたことについての指摘を、前稿では示しえなかったことについて反省しておきたい。
- (10) 前掲『保護協会事業概況報告書』（第一輯），77頁。
- (11) 同上，93頁。

- (12) 同上, 121頁。
- (13) 同上, 71-3頁。
- (14) 同上, 73-5頁。
- (15) 同上, 75頁。
- (16) 『国立公園』第45・46号, 1953年8月・9月, 38頁。
- (17) 同上, 38頁。
- (18) 国立公園協会編『日本の国立公園』, 1951年, 238頁。
- (19) 前掲『保護協会事業概況報告書』(第二輯), 30頁。
- (20) 同上, 30頁。
- (21) 同上, 31頁。
- (22) 前掲『尾瀬と只見川電源開発』, 214-5頁。「鉱区禁止地区」については, 拙稿「阿寒国立公園内の雌阿寒岳硫黄鉱山開発計画と反対運動」(本誌第76巻第3号), を参照。
- (23) 『福島民報』1950年7月23日, 前掲『尾瀬と只見川電源開発』, 211頁。
- (24) 尾瀬ヶ原総合学術調査団『尾瀬ヶ原総合学術調査団研究報告』, 日本学術振興会, 1954年。
- (25) 拙著『国立公園成立史の研究』, 史蹟名勝天然記念物保存については, 25頁, 史蹟名勝天然記念物保存法については33頁を参照。国立公園制定, あるいは国立公園内の自然のために史蹟名勝天然記念物保存運動が果たした大きな役割を明らかにしたのは, 拙著が初めてである。
とくに尾瀬の保護活動については, 第Ⅱ部第3章の「尾瀬」の節を参照されたい。
- (26) 文化財保護委員会編『文化財保護の歩み』, 1960年, 490頁以下参照。
- (27) 同上, 538-9頁。
- (28) 同上, 255頁, 257頁, 262頁。または, JTB編『日本の天然記念物』, 2006年, を参照。
- (29) 拙著『国立公園成立史の研究』, 尾瀬の項を参照。
- (30) あるいは前掲『尾瀬と只見川電源開発』, 214頁。
- (31) 田村剛「自然保護運動の展開」, 『国立公園』61号, 1954年12月, 3頁。

3 戦後後期の第2次（後段）尾瀬ヶ原電源開発計画の提起

—後段1955年以降の問題—

(1) 第2次（後段）尾瀬ヶ原電源開発計画の提起

政府は、1953年7月に尾瀬・只見電源開発計画の政府案を提出し、各県、機関の意見をまとめて、1954年8月に「奥只見特定地域総合計画」を策定した⁽¹⁾。

福島県議会は、1955年2月定例議会で、OCI「奥只見特定地域総合計画」を支持して、「只見特定地域総合開発の促進について」という意見書を採択していた。1956年3月に政府は、「奥只見特定地域総合計画」を閣議決定した⁽²⁾。こうしてにわかに尾瀬ヶ原電源開発計画の実現がクローズアップされてきた。

1955年6月8日に開かれた日本自然保護協会の特別委員会の報告によれば、この計画はつぎのようなものと紹介されている⁽³⁾。

尾瀬ヶ原温泉小屋付近に高さ五十五米、提頂長さ七三〇米のダムで締切り、有効貯水量一億二千五百万立方メートルの貯水池を造り、この貯水池から延長四、一〇〇〇米の隧道により水を導き、三条の滝より約五軒下流の白沢合流点付近において、落差四九五米、最大出力一二万KWの発電所を設け、年間一億八千万KWHの電力を得ようとするものである。

計画によれば、尾瀬ヶ原貯水池発電所の工費は八二億三千万円で、昭和三三年度に一〇億円を計上して着手し、昭和三六年竣工を予定している。

只見特定地域における電源開発事業が完成すれば、最大出力二一三万KWであるが、尾瀬ヶ原発電所はその五・六％に当る。

以上のようにデータを表示したものが、表4である。1955年に提出された計画案は、総工費82.3億円で、ダムの高さ55メートル、ダムの横の長さ

730メートル、貯水量1.2億立方メートル、貯水池から4.1キロメートルの隧道（トンネル）を穿ち、三条の滝より約5キロメートル下の白沢合流点付近に12万キロWK（只見川総発電力の5.6%）の発電所を建設しようとするものであった。以前より若干縮小されたものであった。

図3 1955年の尾瀬ヶ原発電所のイメージ図

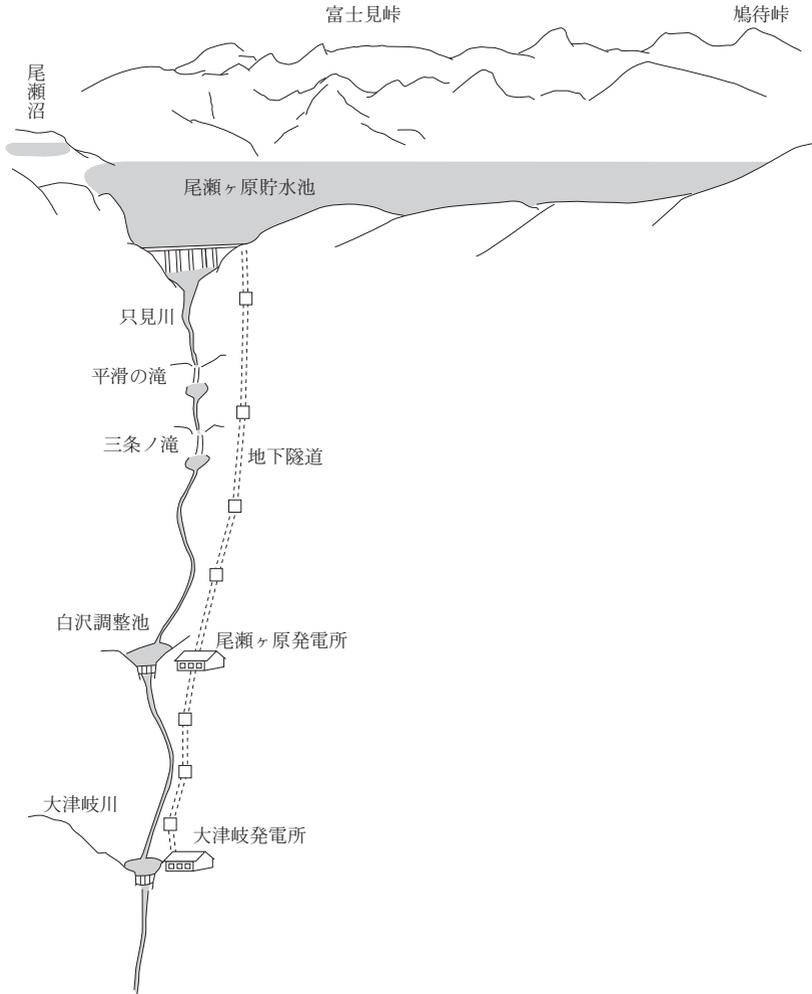


表4 1955年尾瀬ヶ原電源開発計画指標

項目	データ
ダムの高さ	55m
ダムの長さ	730m
貯水量	1.25億平方m
隧道の長さ	4100m
最大出力	12万KW
年間発電量	1.8億KWH
工費	82.3億円
只見総発電力の比	5.6%

注『保護協会事業概況報告書』（第二輯），102頁より作成。

注

- (1) 前掲『尾瀬と只見電源開発』，63－4頁。
- (2) 同上，64頁。
- (3) 前掲『自然保護に関する陳情書・意見書』，70－1頁。

(2) 第2次（後段）尾瀬ヶ原電源開発計画反対運動と計画の中止

1955年に第2次尾瀬ヶ原電源開発計画が実施に移される時期に入って、早速しばらく問題から遠ざかっていた日本自然保護協会が積極的に動きだした。

日本自然保護協会は、黒部第四発電所建設問題などとあわせ緊急の自然保護にかかわる問題が生じているとし、1955年6月8日に第1回特別委員会を開催して、「日光尾瀬ヶ原の電源開発問題」を協議した⁽¹⁾。

この特別委員会には、以下の22名委員1団体が選ばれた⁽²⁾。

田村剛	東良三	井上万寿蔵	石神甲子郎	鏑木外岐雄
岸衛	本田正次	三田尾松太郎	足立源一郎	冠松次郎
佐藤久	関口泰	田中啓爾	武田久吉	辻村太郎
中沢真二	松方三郎	三浦伊八郎	村井米子	
吉阪俊蔵	日本山岳会			

これらのメンバーが、どのような人物であったかについてはすでに論じてあるのでそれを参照してもらいたが、ほとんど尾瀬保存期成同盟以来の自然保護運動家たちであった⁽³⁾。

第1回特別委員会では、「田村理事長から尾瀬ヶ原と黒部峡谷の電源開発計画についての概要の説明があり、続いて担当係官たる国立公園部の田中(敏)技官より詳細な説明があつて懇談に入った」と報告されている。また「最近に至つて福島、新潟両県から、只見特定地域総合開発計画が内閣総理大臣に提出された。」とし、さきに紹介した日光尾瀬ヶ原電源開発計画について報告がなされた⁽⁴⁾。

この会合では、詳しい対策については論ぜられず、つぎの会議に委ねられた。1955年7月9日に第2回特別委員会が開催された。「会議は田村理事長の挨拶に始まり、先づ尾瀬ヶ原の問題について、各委員より活発な意見の発表、交換」があり、具体的につぎのようなことが話し合われた⁽⁵⁾。

- 1 文部省の文化財委員会においては、文化財として保護のため現状と指定の範囲を調査する。
- 2 尾瀬ヶ原は現在国立公園法に基いて、特別保護地域に指定されており、なお鉱区禁止地域に指定の手續中の由で保護については万全の策を採っている。
- 3 地理学専門学者の意見として、尾瀬ヶ原は北歐・北米の高層湿原と異り、基盤が火山地形から成ること、池塘の形状、分布、高低等変化が極めて多いこと等の点からも、国際的に誇り得る高層湿原である。

以上のように、特別委員会は、第1に、1956年に文部省の文化財保護委員会が、尾瀬を天然記念物に指定して尾瀬ヶ原を保存する努力をしていることを確認し、また恐らく1960年を目途にさらに尾瀬を特別天然記念物に指定する準備をおこなっていることを確認している。

第2に、厚生省が、国立公園法に基づいても、1953年に特別保護地域に

指定したことを確認し、さらに1956に尾瀬地区を鉱山禁止区域に指定すべく努力していることを確認している。

第3に、「尾瀬ヶ原を保存することは出席者全員の賛成を得たので、陳情書を関係方面に発送すること」を決議し、「陳情文は理事に一任すること」に決定した。なおこの問題は国際自然保護連合にも理由を付して送ることになった⁽⁶⁾。

以上のことは、実は、厚生省、文部省とで尾瀬ヶ原を保護する法体制を整備し、尾瀬ヶ原電源開発計画をほぼ完全に阻止する体制を構築していたということを意味した。この体制を無視して、政治力を発揮して計画を強行することは相当に無理かつ困難となったといわなければならない。

日本自然保護協会の提出した「反対陳情書」は以下のとおりであった⁽⁷⁾。

計画に関する反対陳情書

尾瀬ヶ原は標高1,400米、東西7キロ、南北2軒に広がる一大湿原で、日光国立公園中の秘境で、その高層湿原はこれを囲む4周の山地森林と共に、完全に原始状態を保存する広大な地域であって、日本国土有数の自然保護区域として知られ、国立公園としてはその重要性に基づき特別保護地区に指定し、一切の人工を排除することとしており、文部省は文化財保護法により、天然記念物並に名勝に指定準備中であり、関係官庁その他の団体は数次に亘る調査を行い、世界的に貴重な文献を発表している。尾瀬ヶ原は単に本邦最大の高層湿原であるばかりでなく、日光国立公園中に存する火山噴出による熔岩の堰止により生じた中禅寺湖・戦場ヶ原と共に大地形を為し、この両者の中間の状態を示す湿原で、この三者は景観上その一つをも欠くことは許されないのである。

然るに只見川水系の発電計画は下流より上流に向かって進み、近くその上流に堰堤を設け、この湿原一帯を湖底に埋没する計画に着手しようとして、国土総合開発法により、その手続がとられたと聞く。しかるにこの計画が無暴極まるものであることは、水力発電に関係する当事者の間にも、反対

の声があるばかりでなく、昨今のわが電気事業の大勢は火主水従の有力説も行われ、世界のエネルギー源としては、原子力がこれらにとって代るべき時代が近づきつつある際であるので、尾瀬ヶ原の如き、全日本的乃至世界的大自然景観に於ける発電は、他に代替地を多く残している限りは、絶対に許さるべきものではないと確信する。本会先に絶対保存の意見を決議して、関係方面に対して陳情し、更に国際自然保護連合にも訴えた結果、同連合からは外務省を通じて、日本政府関係当局に勧告がなされた条件があるに拘わらず、今日尚電気当局の反省する所がないのを見て、本会は更めて特別委員会の議に付し、再び本件を議題に供したのであるが、何等の異見を見ず、全員一致して絶対反対を即決したので、ここに再度陳情する次第である。

因に尾瀬ヶ原は高層湿原として広大であるばかりでなく、燧岳火山の堰止により生じた地形であること、細流池塘浮島等の微小地形の複雑なこと、その地形に応じて独自の植生を伴い、尾瀬ヶ原のみに生存する動植物の存する点、その総合景観の雄大でしかも繊細、真に神秘を極める点等で、内外に比類を見ないものである諸点が列举せられ、学術並に観光上他にかかけがないものと断じられたのである。

昭和30年7月9日

日本自然保護協会特別委員会

尾瀬ヶ原電源開発計画反対論の根拠などここで改めて指摘するまでもないが、すでにみたように「国際自然保護連合にも訴えた結果、同連合からは外務省を通じて、日本政府関係当局に勧告がなされた条件があるに拘わらず、今日尚電気当局の反省する所がないのを見て、本会は更めて特別委員会の議に付し、再び本件を議題に供した」との指摘が注目される。

こうした反対陳情書は、尾瀬ヶ原電源開発計画の実施にとどめを刺すことになったのではなからうか。

その後、厚生省国立公園部は、かねて尾瀬を鉱区禁止地域に指定の手續

中であつたが、総務庁の土地調整委員会の承認をえて、1956年1月27日付けで、尾瀬沼、尾瀬ヶ原は、戦場ヶ原、鬼怒沼とともに、鉾区禁止地域に指定された⁽⁸⁾。

もっとも、尾瀬の鉾区禁止地域指定は、鉾山開発への歯止めであり、電源開発への歯止めではなかったが、当局の何が何でも尾瀬を守れという姿勢が読みとれる。

文部省は、尾瀬ヶ原を永久に保存するために天然記念物に指定する活動をおこなつた。文化財保護委員会は、1955年9月に尾瀬調査をおこなつた⁽⁹⁾。そして1956年8月9日に文部省は、宿願であつた尾瀬の天然記念物化に成功した⁽¹⁰⁾。

さらに文部省文化財保護委員会は、1955年に尾瀬調査をおこなつて、尾瀬を特別天然記念物に指定する努力を重ね、ついに1960年3月1日に特別天然記念物に指定することに成功し、尾瀬ヶ原電源開発に決定的な歯止めをかけた⁽¹¹⁾。

かつて日本自然保護協会が第1次尾瀬ヶ原電源開発計画反対運動でおこなつた尾瀬ヶ原を保護するための署名運動を、今度は、尾瀬の住人平野長英が、1955年に個人的におこない、2,469名の署名を集めた⁽¹²⁾。

『国立公園』誌は、第1次尾瀬ヶ原電源開発計画反対運動の際におこなつたように、「たまたま尾瀬ヶ原長蔵小屋主人平野長英氏が、尾瀬ヶ原保存の署名帳を持参されたのでこれを分析した」として、署名者の内訳を詳しく表示した。

日本自然保護協会は、1955年7月9日の特別委員会以後、尾瀬ヶ原電源開発計画が中止されるという認識にたつたのであろうか、尾瀬ヶ原問題を取り上げてこなかった。ともあれ尾瀬ヶ原電源開発計画が中止されたというのであれば、自然保護協会としてその運動について何らかの総括をおこなうべきであるが、そうした気配を残していない。こうしたことは、ちょっと理解し難いことである。

日本自然保護協会の歴史を記述した『自然保護のあゆみ』は、「その後尾

瀬ヶ原問題は幸いにも着手されず一応危機が去った」⁽¹³⁾と指摘するのみで、詳しい事情について何も言及していない。

その他、『電源只見川開発史』、『電源只見川開発秘話』、その他の文献も⁽¹⁴⁾この点について何も言及せず、『福島県史』は、わずかに昭和「三十一年七月にすべて解決した。」⁽¹⁵⁾と述べ、また『尾瀬と只見電源開発』も、「昭和三十一年八月、尾瀬は天然記念物、昭和三十五年三月に特別天然記念物に指定され尾瀬ヶ原の貯水池化による電源開発は自然取り止めの状態になった。」⁽¹⁶⁾と指摘するのみである。何とも不思議な終焉である。

残念ながら私は、1956年3月に閣議決定された「奥只見特定地域総合計画」に、尾瀬ヶ原電源開発計画が含まれていたかどうか、確認できなかった。

厚生省は、国立公園内の開発計画については、国立公園審議会（1961年9月からは自然公園審議会）で審査し、その可否を決定しなければならなかったが、尾瀬ヶ原電源開発計画は国立公園審議会にかけられた気配はない。また総理府所管の電源開発調整審議会でも尾瀬ヶ原電源開発計画案が審議されなかったと思われる。

当時の国会の議論をみても、只見川電源開発計画の論議で尾瀬ヶ原電源開発計画案が中止されたことについて論じていないし、むしろ1961年3月の衆議院の委員会では、尾瀬ヶ原の貯水池化について論じているので⁽¹⁷⁾、1956年3月に閣議決定された「奥只見特定地域総合計画」には、尾瀬ヶ原電源開発計画案は含まれていたのではないかと推測される。

ともあれ、尾瀬ヶ原電源開発計画案は、例え閣議決定に含まれていたとしても、国立公園審議会の許可がえられなければ、決して実施できなかったので、私は尾瀬ヶ原が1956年8月に天然記念物に指定されることになってから、当局により放棄されたと理解している。

こうして厚生省、文部省の政府機関から反対され、かつ強力な自然保護体制、開発規制体制を整備され、国民的な反対運動にさらされて、尾瀬ヶ原電源開発計画は、1956年に消滅してしまったようである。

それは、当事者によって大々的に計画の中止が宣言されるとなく、こっそりと只見川電源開発総合計画から姿を消していったのである。

あたかも、国立公園審議会が黒部第四発電所建設計画を承認し、厚生大臣がその計画に許可を与えたちょうどその時期にであった。

注

- (1) 前掲『協会事業概況報告書』（第二輯），101-2頁。
- (2) 同上，103頁。
- (3) 拙稿「敗戦直後における国立公園制度の復活（下）」，本誌第76巻第1号，102頁，138-9頁を参照。
- (4) 前掲『協会事業概況報告書』（第二輯），101-2頁。
- (5) 同上，111頁。
- (6) 同上，112頁。
- (7) 前掲『自然保護に関する陳情書・意見書』，27-8頁。
- (8) 前掲『協会事業概況報告書』（第二輯），125頁。『福島民報』1956年2月3日。
- (9) 佐竹義輔「尾瀬調査」，本田正次「尾瀬に考うべきこと」，日本自然保護協会機関誌『自然保護』第2号，1960年11月，4頁。
- (10) 前掲『文化財保護の歩み』，262頁。
- (11) 同上，262頁。
- (12) 「尾瀬ヶ原保存の署名運動」，『国立公園』80号，1956年7月，30-1頁。
- (13) 前掲『自然保護のあゆみ』，122頁。
- (14) 国分理編『電源只見川開発史』，1960年。『只見川電源開発史秘話』，南会津開発協会，1957年，を参照。
- (15) 福島県編『福島県史』通史編5，近代2，1971年，801頁。
- (16) 前掲『尾瀬と只見電源開発』，437頁。
- (17) 日本の官庁資料（国会図書館）の国会議事録参照。

4 高度経済成長期の第3次尾瀬ヶ原電源開発計画と反対運動

成長期における東京電力のすすめた第3次尾瀬ヶ原電源開発計画とその

計画にたいする反対運動、その計画の消滅については、本節の課題から外れるのであるが、尾瀬ヶ原電源開発計画の最終的終焉に絡むので、ここで予めその概要について論じておきたい。

只見川総合開発計画から尾瀬ヶ原の電源開発計画が1956年に消滅して、尾瀬ヶ原は、ほぼ永遠に電源開発計画の脅威から解放され、永久の保存が保証されたかのように思われたが、実はその反対であった。現実はいつもあまりにも厳しい。

東京電力は、すでに1958年に「奥利根電源開発計画」を作成して、戦前からある尾瀬ヶ原の水を貯水し利根川の上流、楢俣川にトンネルで取水して下流の発電所で利用する計画を建てていた。

それは、只見川の上流の平滑の滝近くに高さ25メートルのダムを築き、1億立方メートルの水を貯水し、発電力25万KW規模の発電所をつくるものであった。この計画では「尾瀬ヶ原の文化財と観光を充分考慮した計画」と自賛しているが、実は決してそうではなかった⁽¹⁾。

経済の高度成長が進展し、1965年5月に給水源を確保するために、関東1都5県の知事は、尾瀬分水促進の要望書を衆議院に提出し、「尾瀬水利対策期成同盟」を結成して、「国会・政府機関・東京電力等に強力な運動」を展開し、東京電力もまた、尾瀬の水利権の期限が切れることもあって尾瀬ヶ原の分水計画の推進に積極的に動いた⁽²⁾。

東京電力は、1966年8月に改めて尾瀬ヶ原のダム化計画を発表した⁽³⁾。1966年の自然保護協会の「陳情書」によれば、この計画は以下のようなものであった⁽⁴⁾。

尾瀬原湿原の水を集めて下る尾瀬原東北端平滑滝の上流地点に発電用ダムを建設し、これを十キロに及ぶ水路トンネルにより、原を横断して利根川上流楢俣川に導き2万KW（25万KWの誤植ではないか—引用者（注）をみよ）の発電所を設ける計画であるが、それでもダム上流に150ヘクタールあまりの貯水池を設け、湿原の一部を水没し、平滑滝を含む渓谷と華厳滝

に匹敵する名瀑三条滝を枯渇せしめるばかりでなく、一帯の湿原の地下水にも影響を及ぼすほか、堰堤の築造、トンネル工事に伴う棄土の堆積、工事用資材の運搬貯蔵設備、工員宿舎の建設等。

(注) 2万KWというのは、明らかに誤植であろう。大塚氏も訂正していない。1958年計画では、25万KWと指摘されているし、1960年8月24日の『福島民報』も、25万KWと報告している。

平滑の滝上流地点にダムを建設（1958年では、25メートル、1966年には19メートル）し、貯水池を150ヘクタールとし、10キロメートルの地下導水管を敷設して利根川の上流に流し、25万KWの発電所を建設するこの計画が1966年に発表されてから、にわかに計画の現実性が強まり、また計画に反対する勢力も急遽立ちあがることになった。

まず厚生省が動きだした。厚生省は、早くも1965年10月に、この事態をうけとめ、尾瀬問題について打ち合せ会を開催し、1966年までたびたび会合を開いて反対運動を展開した⁽⁵⁾。

厚生省の動きに連動して日本自然保護協会は、1966年3月に、生態、保護、計画の3部の合同小委員会を数次にわたって開催し、慎重協議し、東京電力による尾瀬ヶ原水力電源開発計画（第3次）に関するつぎのような反対陳情書を作成し公表した⁽⁶⁾。

尾瀬原水力発電計画に関する陳情書

日光国立公園中燧岳を主峯とし景鶴山、至仏山、皿伏山等を連ねる原始的な山岳景観地の中心にある尾瀬原一帯の地域は、夙に自然公園法による特別保護地区（昭和28年指定）、文化財保護法による特別天然記念物（昭和35年指定）に指定せられ、以来関係官庁、各種関係団体、報道機関等による調査広報活動により、^{あまね} 沿く国民の関心を高め、海外にもその学術的認識を高め、わが国の高層湿原性原始地域としては、最高の評価を与えられてい

る。

殊に当日本自然保護協会はこの問題を契機として誕生、以来十七年、その間国内輿論の喚起、或はわが政府に対する国際自然保護連合（IUCN）の勧告等のこともあって、東京電力株式会社の発電計画はもはや断念されたものと信じられていたにも拘わらず、遺憾ながら今日なおその企図は放棄されていないのが真相である。

この水利権に基づく計画は尾瀬原湿原全域を水没する大規模のものであるが、昭和41年3月31日を期限としてあり、東京電力株式会社はその権利を更に十年間伸長することを要請しているが、これはこの際断固不許可とされるべきである。なお伝えられるところによると今回、その実施に当っては規模を縮小している趣きで、それによれば尾瀬原湿原の水を集めて下る尾瀬原東北端平滑滝の上流地点に発電用ダムを建設し、これを十キロに及ぶ水路トンネルにより、原を横断して利根川上流榑俣川に導き2万（25万ー引用者）KWの発電所を設ける計画であるが、それでもダム上流に150ヘクタールあまりの貯水池を設け、湿原の一部を水没し、平滑滝を含む溪谷と華厳滝に匹敵する名瀑三条滝を枯渴せしめるばかりでなく、一帯の湿原の地下水にも影響を及ぼすほか、堰堤の築造、トンネル工事に伴う棄土の堆積、工所用資材の運搬貯蔵設備、工員宿舍の建設等により、尾瀬原の生物相に大きな異変を来し、学術的価値を著しく損壊し、原の原始性を失わしめるもので、他に代替を許さぬ国家の至宝を永遠に喪失せしめる所為であると断ぜざるをえません。東京電力株式会社の如き公益事業を担当する大会社としては、この事業により永劫にその責任を問われるべきで、当事者の猛省を促さざるをえません。

因にこの度の分水計画については、福島・新潟両県は強く反対しているが、たとえ分水が行われなくても、三条滝から上流にダムを築造することは、認めないと明言している。われわれは更にダムの位置については、三条滝の滝壺附近から望見しえず且つ背水も滝壺に及ばないよう指定区域外に選定されるよう併せて要望したい。

なお尾瀬原湿原の過半は東京電力株式会社の所有地であるが、湿原の原始性保持のためには所有者の如何を問わず、車道の引込、宿舍（避難小屋を除く）の建設は強く規制されるべきであるので、その土地は国が買収するか、適当な国有林と交換する等適切な措置を講じられるよう関係当事者間で検討されることが望ましい。

以上本会の生態、保護、計画三部会合同会議で数次に亘る慎重審議の結果本会の決議として採択し、関係方面に陳情いたす次第でありますので、本会の願意の達成されますよう御配意を煩わします。

昭和41年3月17日

財団法人日本自然保護協会

会長 川北禎一 生態部会長 武田久吉

理事長計画部長 田村 剛 保護部会長 松方三郎

日本自然保護協会は、1967年にも「尾瀬保護計画小委員会」を組織して尾瀬ヶ原の保存のための活動をおこなった⁽⁷⁾。

新たに反対運動に加わった日本生態学会は、1966年4月3日付けで、「尾瀬ヶ原築造計画に対する要望書」を発表し、「われわれはこの世界的にきわめて優れた原始的自然を破壊から護り、学術研究、社会教育および国民厚生の場として永く後世に残す責任があることを痛感する」とし、「日本生態学会は第十三回大会総会の決議にもとづき、この計画が中止されるよう要望する。」と指摘した⁽⁸⁾。

東京電力による尾瀬ヶ原水力発電計画には、尾瀬の水の分水反対という立場から福島県、新潟県、さらには東北諸県が反対運動に参加した⁽⁹⁾。

これらの尾瀬分水反対運動は、尾瀬ヶ原の貯水池化、ダム建設反対運動でもあった。その理由は、東京電力の分水案が、特別天然記念物に指定された国宝的な尾瀬ヶ原の自然を破壊するからであった。尾瀬分水反対運動は、尾瀬ヶ原の自然保護を錦の御旗にして、反対運動をおこなったのである。

例えば、桜枝岐村議会は、1966年3月の「尾瀬分水反対に関する意見書」において、「この分水がおこなわれるならば…世界的な尾瀬の学術資源は勿論、貴重な観光資源をも破壊するものであり桜枝岐村議会は挙げて尾瀬分水に反対する」と言明している⁽¹⁰⁾。

新潟県議会は、1979年9月の議会で採択された「尾瀬分水反対に関する意見書」で、「尾瀬湿原は、世界的な学術資源として、この区域を将来にわたって保護保存することは、国民の責務でもあります。」⁽¹¹⁾と述べている。

宮城県議会は、1965年9月30日の分水反対決議の中で、「ことに、本邦唯一の貴重な大湿原と、雄大なる自然の景観、尾瀬の風致を損潰するなど、国家百年の大計を誤るものである。」⁽¹²⁾と指摘している。

青森県議会は、1966年2月28日に「殊に本邦唯一の貴重な大湿原と、雄大なる自然の景観を有し、全国にその比を見ない尾瀬の風致を損潰するなど、国家百年の大計を誤り、悔を千載に遺すものと言わざるを得ない。」と決議している⁽¹³⁾。

山形県議会も、1966年3月5日に「尾瀬の有する、雄大なる自然の景観と学術的価値等を損潰するなど国家の損失も莫大なものがある。」と決議した⁽¹⁴⁾。

新潟県議会は、1970年12月18日、政府諸機関への「意見書」で「世界的な尾瀬湿原の学術的資源ならびに貴重な観光資源をも破壊することになります。」と決議した⁽¹⁵⁾。

ちなみにこうした文面は、秋田県、岩手県の分水反対決議にはなかった。

尾瀬ヶ原保護の論拠は、ややステレオ・タイプの感じもしないではないが、東北諸県の広範な地域、機関から尾瀬ヶ原電源開発計画への反対の声は、尾瀬の分水案計画を阻止し、尾瀬ヶ原の保護保全に大きな国民的な圧力となった。

その後、反対運動の進行は停滞したが、しかし首都圏からの要望もあって分水案は再び1970年代末から復活し、計画推進運動も強めまわっていった。

この問題について1979年7月1日の『福島民報』は、「関東各都県 水

不足で現地視察の動き 40年代に激しい運動」と題して手際よくつぎのように報じている⁽¹⁶⁾。

尾瀬分水問題は関東圏の深刻な水不足から昭和四十年代に持ちあがった。東京、群馬、埼玉、茨城、千葉の関東各都県が「尾瀬水利対策期成同盟会」を発足させ政府に対して猛烈な陳情を展開。これに対して尾瀬を水源地としている阿賀野川水系（只見川など）の水利権を持つ本県と新潟県は県民生活に直結する水資源を死守するため強力な尾瀬分水反対運動に立ち上がった。

（福島—引用者）県議会は昭和四十四年七月に「尾瀬水資源対策協議会」を設置し四十五年二月には新潟県との「共闘、体制を確立し「新潟・福島県議会水資源対策連絡会」を設けるなど県当局と一体になって強力な活動を展開。さらに尾瀬の現地視察、北海道・東北六県知事会や県議会議長会などでも分水反対決議を行い建設省など関係省庁に申し入れを行ってきた。この間、関東各都県の動きも活発で期成同盟会は四十九年十一月には「利根川水系水資源開発計画」に尾瀬分水を加えて建設省などに要求してきた。

しかし、本県と新潟県の強力な反対運動が実って五十一年四月に閣議決定した「利根川及び荒川水系における水資源開発基本計画」から尾瀬分水は除外された。さらに同年十一月の閣議決定の昭和六十年度を目標とした「首都圏整備基本計画」でも水の供給は関東圏で処理することが決まった。こうした情勢から関東各都県の動きは沈静化し四十年代のような猛烈な運動は姿を消し、ここ二、三年は「休戦、状態だった。

ところが、ことしに入って関東圏は再び水不足問題が持ち上がり、群馬県などが再び尾瀬分水運動を強力に進める動きを見せはじめた。来月下旬には関東圏の知事らが群馬県側の水資源調査をかねて尾瀬視察を行う情報を県がキャッチ。県は東京事務所や企画調整部、土木部に対して情報収集を指示。さらに新潟県とも対応策を協議する方針を固めた。今後は関

東各都県知事が尾瀬視察を行つた場合は本県も新潟県と合同調査や関係省庁への反対運動を展開する。

一方、県議会は開会中の六月県議会で「水資源対策特別委員会」を設置することを検討しているが、今回の尾瀬分水問題再燃の動きは再び大きな論議を呼びそう。これまでの「尾瀬水資源対策協議会」を特別委員会に吸収して取り組むか、同協議会を存続させ別個に活動を行なうかなど今後の尾瀬分水反対運動の作戦的な問題も検討することになりそうだ。」

こうして分水反対運動は、その後も続けられたが、ついに1996年3月31日に東京電力の水利権が消滅して、東京電力の尾瀬ヶ原電源開発計画は完全に消滅することになった⁽¹⁷⁾。

結局、東京電力も関東1都5県もまた政府も、東京電力の尾瀬ヶ原電源開発計画を放棄せざるをえなかったのである。この勝利は、自然保護運動における稀有な事例であり、特記するに値する。尾瀬は、こうして電源開発計画の脅威から確実に永遠に解放されることになった。

電源開発ではなく、今度は、1971年に観光開発のための尾瀬の自然は再び脅威に曝されることになった。この問題については、他の同様の問題とともに高度成長期の国立公園における観光開発の問題として別途に詳しく論じることにした。

注

- (1) 東京電力「奥利根第一発電第二発電所計画」(1958年)、前掲『尾瀬と奥只見電源開発』、441-3頁所収。
- (2) 同書、443頁。
- (3) 同上、438頁以下参照。
- (4) 前掲『自然保護に関する陳情書・意見書』、70-1頁。
- (5) 前掲『自然保護のあゆみ』の年表、411頁。
- (6) 前掲『自然保護に関する陳情書・意見書』、70-1頁。

各資料で陳情書の日付がことなるが、起草時、公表時で異なるとみられるが、重要なことではないので、無視する。

- (7) 前掲『自然保護のあゆみ』, 413頁。
- (8) 前掲『尾瀬と奥只見電源開発』, 203頁。
- (9) 同上, 436-7頁。
- (10) 同上, 455頁。
- (11) 同上, 464頁。
- (12) 同上, 495頁。
- (13) 同上, 460頁。
- (14) 同上, 461頁。
- (15) 同上, 462頁。
- (16) 同上, 468-9頁。
- (17) 同上, 480頁。

5 小括

以上のように尾瀬ヶ原保存のための尾瀬ヶ原電源開発計画にたいする反対運動は、国立公園内の自然保護運動において傑出した特記すべき運動であった。

これまで他の国立公園内の産業開発計画にたいする反対運動を分析して総括してきた手法にしたがって、ここでも尾瀬ヶ原電源開発計画反対運動が、なぜ勝利したか、あるいは逆になぜに尾瀬ヶ原電源開発計画が頓挫し中止せざるをえなかったのか、について分析し、本論の小さな総括としたい。

一般的に言えば、尾瀬ヶ原電源開発計画反対運動は、開発計画推進派の勢力をうわまわって、開発計画を中止させ、勝利したということであり、尾瀬ヶ原電源開発計画推進勢力は、勢力が弱く反対運動に抗しきれず、計画を実現できずに敗退せざるをえなかったということである。

ではなぜ、尾瀬ヶ原電源開発計画推進派の勢力は、勢力が弱く計画を中断せざるをえなかったのか、まずその敗因から分析してみたい。

その敗因は幾つかある。

第1にあげられる敗因は、尾瀬ヶ原電源開発計画の対象である尾瀬ヶ原

が、地質学的地理学的な面で著しい弱点をもち、開発技術的にみても極めて不利であったことである。これは、推進勢力の結集力を弱めた。

この点については、すでに戦前の尾瀬電源開発計画反対運動において指摘されていたことである。

1938年2月に、海拔1940メートル地点で、尾瀬ヶ原から只見川への流出口に高さ80メートルのダムを造り、水深30メートルで、3.3億立方メートルを貯水し、尾瀬ヶ原貯水池から導管（トンネル）により利根川へ分水して52万KWを発電する東京電燈による尾瀬ヶ原の貯水池化・ダム建設計画が発表された⁽¹⁾。

この計画が発表されるや、これまで尾瀬ヶ原電源開発計画に先頭にたって反対してきた武田久吉は、1938年2月19日の『東京日々新聞』で猛然と反対論を展開し、この計画の甘さ、地学的な困難さ、技術的に避けられない自然破壊の危険性を詳しく指摘した⁽²⁾。

武田の主張がやや煩雑なのでこれを省き、1941年に彼の主張をわかりやすく明快に整理した安達成之の意見を、つぎにみてみよう⁽³⁾。

（1）堰堤の問題

位置の如何によっては、到底実現の可能性なく、少くとも千四百米を欠いては無効である。

基底を成す岩石も、左岸は脆弱な火山岩層、右岸は鋸屑に等しい泥炭地、河床は灰雲花崗岩の上を蔽う安山岩にして、若し其岩の露出してある下流に、堰堤を設けるとせば、少くとも高さ（計画案の80メートルではなく一引用者）二百米、幅六百米を算する程のものでなければならぬ。若しさうであれば、特別精巧なる技術と、莫大なる工費とを必要とする。

（2）予想外の難工事なること

一年の半は雪中に埋れてある土地であり、交通不便の奥山に、工事の器材、食料品等物資の運搬や、従業員の住宅等、各方面に余程の困難を派生し来る。

(3) 莫大な工事費

発表には一億四十万円とあれど、この難工事は到底そんなものでは出来ず、少なくともその二倍以上を要するならんといふ。

(4) 完成後の疑惑

地盤脆弱なるが故に、貯水池を作っても、地底より漏水する俱あり。尾瀬の如き特殊の地域は簡単に貯水池化し得るとは考へられない。殊にこの湿原の怪物水蘚の遺体より成る泥炭層が浮かび上って浮島を形成して、湿原植物の繁茂を来し、或は周囲より挺水植物の浸殖繁茂に依って貯水池を縮小して、著々と再び大規模の大湿原を形成しないとも限らない為に、或は予定された貯水量は、遙に小規模になるのではないかと思ふ。

武田久吉、安達成之の主張するように、尾瀬ヶ原の電源開発計画は、堰堤を構築する地点の「左岸は脆弱な火山岩層、右岸は鋸屑に等しい泥炭地、河床は灰雲花崗岩の上を蔽う安山岩」という基盤が弱体であったこと、工事が高地で資材運搬などが極めて困難であったこと、それゆえに工事費が膨大に膨らむこと、貯水池化した尾瀬ヶ原の機能が危ういこと、などコスト的にも、地学的技術的にもみても相当な困難性を伴っていたことがわかる。

戦後においても、1950年に日本発送電の尾瀬ヶ原電源開発計画案について、登山家で鉱業経営者、尾瀬保存期成同盟の一員であった三田尾松太郎は、貯水池化とダム建設の技術的困難性についてつぎのように指摘した⁽⁴⁾。

尾瀬は噴火に因る爆烈地帯で、溶土、溶岩、樹草などが地底深く埋もれ、調査を進めれば進めるほど困難に逢着する事情から完全なる確信を基礎調査は未だ出来ていないと思う。

尾瀬の豊水と地理的見地からすれば、とうの昔に実現していなければならぬ筈である。然るに爾来廿数年着工もせずしてそのままであるのは、工事上の困難に存するものと推測せざるを得ない。これについて、なぜ起工を遅くらせているのかと先年東電当局に訊したことがある。その答えは、

調査中で未だ着工するまでに達していない、着工が少々遅れても確信を得るまで完全な調査を遂げないと、後日もし技術上の租漏から、事故を起すことがあってはならないと、暗に尾瀬貯水工事の困難をほのめかしていたことを、いまに記憶している。

激甚を極めた噴火、地烈、崩壊せし危険地帯を、人為で征服せんとする着想かもしれないが、あまりにも現状を無視した暴挙であって、健全性を責ぶ斯道権威者の計画とは想われない。私は各地の山を相当広く経巡ったが、噴火した山上附近には数多く山湖が見られるも、これを利用したダムの建設を未だかつてみたことがない。尾瀬計画はよほど基盤条件を安易にみているようだが、仮に施工が可能であるとしても、地震の多い吾国では先きのことを考慮すれば、かゝる山上の危険地帯は避くべきが当然であろう。唯本計画は渇水期の調節を主眼にして計画したものであって、現状を軽視し、将来策を考えざる嫌いがある。

三田尾の指摘は要点をまとめるまでもない明快なものであった。さらに注目すべきは、1951年に尾瀬ヶ原を調査したOCI調査団が、尾瀬ヶ原のダム建設の困難性について懸念をもっていたことである。1951年6月8日の『福島民報』は、つぎのように報じている⁽⁵⁾。

調査の結果について、OCI一行は多く語らないが、ボーリングを行っている東京電力や以前から調査にたずさわっている東北電力の関係者の意見をたたくとボーリングの結果岩盤までは実に七〇メートルもあり、まず水をどこに流すかという問題よりもダムを作ること自体に多くの難点を持っており、不可能ではないが、経費が膨大となり、採算がとれず、実施するとしても一〇年や二〇年はかかるだろうとっており、計画にある尾瀬原ダムだけは建設の見透しが困難と見られ、このため従来から只見電源開発上第一の問題としてもめていた尾瀬原の植物や動物を保護しようとする文部省、厚生省等と発電計画をたてている建設省、通産省あるいは公益委と

の論争もどうやらけんかにならないうちにさたやみとなる公算が強いように見受けられた。

以上のように、尾瀬ヶ原のダム建設、貯水池化には著しい技術的な弱点、欠陥、困難性があったことがわかる。

こうした弱点、困難性について、当のOCIの報告書も、「建設上の難点」として、「総ての水力発電所の建設中に遭遇する普通の工事上の問題の他に、只見川開発工事計画のうち若干のものは工事中に更に困難に遭遇するであろう」として、詳しい指摘をおこなっている⁽⁶⁾。

とくに尾瀬ヶ原の工事についてみれば、まず「輸送」上の隘路として、尾瀬ヶ原までの道路の敷設、それにとまなう工事の生み出す被害の示唆、「天候」上の隘路、標高1400メートルの尾瀬ヶ原の4メートルの積雪、「冬の風雪」による「出入道路及び工事道路」が「雪の吹寄せに依って重大な困難に遭遇する」こと指摘する。

「大規模な計画地点」にとまなう隘路として、尾瀬ヶ原で必要とする「ロックフィルダムのための岩石運搬用トラック群と大規模掘削設備」、さらに「供給及び保守用の工場」資材、「大量の燃料油、潤滑油、部品その他の資材」の搬入がある。しかも天候の悪条件の中での困難性がある。

もっとも、こうした弱点、欠陥を近代的先進的な技術は、コストを無視して膨大な資金を投じてすれば、克服可能であるとも考えられることも事実である。しかし、その可能性も、例えば、黒部第四発電所のように、アルプス形の頑強な山岳地帯にあって、資材運搬用にトンネルを穿ち、高額な資本を投じて近代技術を総動員して困難を克服したのとは違って、近代技術をして、安達の指摘する尾瀬ヶ原の脆弱な地質基盤と、貯水池が完成した後の貯水池の不安定性を克服することはほぼ不可能ではないか、という疑問は残されるのである。

こうした技術上の隘路は、尾瀬ヶ原電源開発の実行に際して、計画推進勢力内部でも大きな懸念材料となり、推進勢力の結集力を弱め、推進派の

大きな敗北要因の一つとなったといわなければならない。

第2の敗因は、反対運動が、尾瀬ヶ原電源開発計画にたいする厳しい社会的制度的規制を施していたことである。

すでに詳しく論じたように、尾瀬ヶ原電源開発計画反対運動の力によって、厚生省は、国立公園法に基づいて1953年6月に尾瀬ヶ原を特別保護地区に指定し、厳しい開発規制をかけた。

国立公園法第8条の2項は、すでに指摘したように、厚生大臣は特別地区内に特に景観維持の為に必要と認めた時には国立公園計画に基づき特別保護地区と指定できる⁽⁷⁾と規定し、特別保護地区内での開発計画については、国立公園審議会の厳しい審査をへて、大臣の許可を必要とした。

だから最早、尾瀬ヶ原電源開発計画は、超越的な政治的圧力がなければ、行政的には国立公園審議会の許可も厚生省の許可も、えられる可能性がなかったのである。

中部山岳国立公園内の黒部第四発電所建設計画は、国立公園審議会の許可をえたのであるが、その際に黒部溪谷の場合は、開発の歯止めとなる特別保護地区の指定がなされていなかったのである。だからこそ尾瀬の特別保護地区の指定は、尾瀬ヶ原の開発計画に大きな歯止めをかけたことになるのである。

したがって1956年の第2次尾瀬ヶ原電源開発計画の中止は、この制度的な規制が大きな役割を果たしたと指摘できる。

さらに文部省の加えた施策も大きな規制となった。第2次尾瀬ヶ原電源開発計画が1950年代初めに提起されるや、文部省は、文化財保護法に基づいて、尾瀬を天然記念物に指定するように努力し、1956年8月に指定に成功した。これも1956年に第2次尾瀬ヶ原電源開発計画が中止された大きな要因の一つであった。

さらに文部省は、1960年に尾瀬ヶ原を特別天然記念物に指定することに成功し、第3次尾瀬ヶ原電源開発計画は、以前よりいっそう厳しい規制を課せられ、これで完全にとどめを刺された格好になった。

しかしすでにみたように、1960年代半ばに第3次の発電計画が、尾瀬ヶ原の自然、景観を破壊しないという触れ込みで提出されたのである。しかしそれには無理があり、また国民的な反対運動がおきて第3次電源開発計画は永遠に葬られることになった。

尾瀬ヶ原については、やや例外的に厚生省、文部省が一丸となって、保護体制の法的な整備をおこなったということに留意しておかなければならない。

第3の敗因は、尾瀬ヶ原の電源開発計画推進勢力の弱体、推進派内部の確執、電力会社、地方自治体間の確執による足の乱れがあったことがあげられる。

ダム建設により尾瀬ヶ原を貯水池化する案の放棄は、早くも1948年3月に新潟県から提出されたいわゆる「三月案」にみられ、反対運動側の支持をえたことがある。この3月案は明らかに反対運動に配慮した新潟県の良識を示すものであったが、結局、政府の圧力で新潟県は、3月案を撤回して元の尾瀬ヶ原のダム建設・貯水池化案にもどった。

福島県の本流派と新潟県の分水派との対立も、計画の推進を妨げ、反対運動にプラスした。自治体間の対立は、第3次尾瀬ヶ原電源開発計画の場合に顕著にあらわれた。1958年から最終的には1965年に、東京電力は、尾瀬ヶ原の被害を回避する案として利根川に分水する尾瀬ヶ原電源開発計画を提起したが、前項で論じたように、福島県、新潟県、さらに東北諸県が東京電力による分流案に反対し、自然保護派と連動して、第3次尾瀬ヶ原電源開発計画を葬り去った。

第4の要因として、尾瀬ヶ原の場合は、開発推進勢力は、地元住民を味方につけられず、とくに電源開発によって尾瀬の観光化を促進するとの言辞をもって観光業界を味方につけることができず、開発推進勢力を結集することができなかったことがあげられなければならない。

尾瀬ヶ原電源開発計画は、尾瀬ヶ原の貯水池化で山小屋経営者を山から追い出し、周辺の住民から観光資源を奪うことになったので、尾瀬ヶ原の

山小屋経営者、周辺地元にとってまったくメリットをもたらさなかったのである。

尾瀬ヶ原の貯水池化は、何ら観光業を発展させるというようなメリットを生まず、むしろ既存の観光資源を奪うものとして、地元住民、中央の観光業者から支持されなかったのである。

この点は、1950年頃の尾瀬保存期成同盟のメンバーが、学者文化人に加え、多くの登山界の人たち、一般登山家から山岳会の会長、元運輸官僚で全日本観光連盟理事長の武部英治、桧枝岐村村長の星数三郎、新潟県十日町町長中山意次など地元の首長、安部能成、徳川宗敬、田中耕太郎ら参議院議員、などなど広範な分野から参加していて、尾瀬ヶ原電源開発に反対していたことによって証明される⁽⁸⁾。

ちなみに、黒部第四発電所建設計画の場合は、地元や観光業界に大きな観光開発への期待を抱かせ、住民や観光業界を計画推進勢力に組み入れることに成功したのであった⁽⁹⁾。

第5の敗因は、尾瀬ヶ原電源開発計画の推進勢力が先に指摘した技術的な弱点、勢力の分散、強力な反対運動によって、計画の実行に自信を喪失する傾向をもっていたことである。

武田久吉は、戦前の経営者について「幾年経っても工事の噂を聞かない尾瀬の発電計画は水電会社もその非を悟って放棄したものかと聊か感心して居た」と述べ、経営者の逡巡を指摘している⁽¹⁰⁾。

また三田尾松太郎も、1950年に、経営者の動揺について「尾瀬の豊水と地理的見地からすれば、とうの昔に実現していなければならぬ筈である。然るに爾来廿数年着工もせずしてそのままであるのは、工事上の困難に存するものと推測せざるを得ない。これについて、なぜ起工を遅くさせているのかと先年東電当局に訊したことがある。その答えは、調査中で未だ着工するまでに達していない、着工が少々遅れても確信を得るまで完全な調査を遂げないと、後日もし技術上の租漏から、事故を起すことがあってはならないと、暗に尾瀬貯水工事の困難をほのめかしていたことを、いまに

記憶している。」と述べ、経営者の動揺を指摘している⁽¹¹⁾。

1948年に新潟県が尾瀬ヶ原のダム化を撤回する3月案を提起したことも、計画推進者の動揺の証しであった。

『福島民報』は、1951年のOCI尾瀬調査団の調査に際してすでに「発電計画をたてている建設省、通産省あるいは公益委との論争もどうやらけんかにならないうちにさたやみとなる公算が強いように見受けられた。」と、建設省、通産省あるいは公益委の弱気と動揺を洞察している⁽¹²⁾。

村田剛も1956年8月に、「尾瀬ヶ原については黒部川のように妥協の方法は全くなく、又電力側でもあきらめているようにみえる」と経営者の逡巡をみている⁽¹³⁾。

以上のように推進勢力は、黒部第四発電所建設推進派のように、確固たる自信を持ち合わせてはいなかったのである。

第6の敗因は、尾瀬ヶ原電源開発計画の中止、中断に必ずしも大きなリスクがともなわず、計画中止が容易に可能であったことである。

事実、尾瀬ヶ原電源開発計画は、戦後の奥只見総合計画のごく一部であり、発電力でみても、1947年の日本発送電の計画案では、尾瀬ヶ原発所の出力は、14.3万KWであり、総合計画の総発電電力181.6万KWの7.8%にすぎなかった⁽¹⁴⁾。また1954年の福島県案では、全体が191万KWで、尾瀬は12万KWで、6.2%にすぎなかった⁽¹⁵⁾。

要するに他の発電所計画で、尾瀬ヶ原の喪失分は解消できたし、回復できなかったとしても、大した大きさではなかったことは、尾瀬ヶ原計画を中止しても、それほど大きなリスクとはならなかったということである。しかも開発工事は、下流から上流に向かってすすめられたから、上流のごく一部の計画中止は、下流での計画に何も影響を与えなかったのである。

こうした事情は、尾瀬ヶ原発電計画の中止を容易にしたのである。

ちなみに黒部第四発電所の発電電力27万KWは、単独のものであり、関西電力が社運をかけた計画であった。したがって如何なる反対を押し切ってまでも計画を実行しなければならなかった。計画の中止は、先行投資の損

失であるだけでなく、社運をかけた計画を白紙にし、ゼロにするものであった。関西電力にとっては、計画の是非は、オール・オア・ナッシングであった。

以上のように尾瀬ヶ原電源開発計画推進勢力は、それを強行するためには、総ての点であまり有利な条件をもっていなかったことがわかる。

つぎに尾瀬ヶ原電源開発計画反対運動が勝利した要因について分析しておきたい。

第1にあげなければならない勝因は、尾瀬ヶ原電源開発計画反対運動は、戦前以来、尾瀬電源開発反対運動の豊富な経験を蓄積しており、戦後でも1948年、49年の運動の豊かな経験の蓄積をもって1951年から56年にかけての尾瀬ヶ原電源開発計画反対運動を有利に展開しえたということであった。こうした反対運動の伝統は、別稿で考察することになっている上高地と北山川の場合を除けば、他の国立公園における自然保護運動にはまったくみられなかったことでもある。

第2の勝因は、戦後の尾瀬ヶ原電源開発計画反対運動が、何より広範囲な反対勢力を結集しておこなわれたということであった。

戦後の尾瀬ヶ原電源開発計画反対運動は、まず国立公園行政を預かる厚生省、貴重な自然を保護するために天然記念物を所管する文部省、時には観光資源として貴重な自然を保護する運輸省、さらに様々な学会、学者文化人、観光業界、登山界、多くの一般市民、マスコミなどの広範な勢力を結集しえた。とくに第3次の尾瀬ヶ原電源開発計画反対運動には東北諸県の自治体も参加したことは、この運動の幅の広さを象徴している。

こうした広範な反対勢力の結集は、大きな力を発揮したのであり、上高地を除けば他の事例にまったくみないものであった。

第3の勝因は、戦後の尾瀬ヶ原電源開発計画反対運動は、開発計画を中止させる法的な体制をつくりだすことに成功したことである。もとより厚生省、文部省などの行政機関が開発計画反対に回ったとしても、計画を阻止する法的システムを確立していなければ、計画の阻止を保証することが

できない。いい事例が雌阿寒岳硫黄鉱山開発計画の場合であった。この場合には、厚生省も、国立公園委員会も最後まで開発計画に反対していたのであるが、厚生大臣の裏切りで計画は承認されてしまったのである。

もし雌阿寒岳硫黄鉱山開発計画を阻止しうる法的な体制が出来あがっていれば、状況的には十分に計画を阻止しえたのである。すなわち、雌阿寒岳を鉱山禁止地区に指定し、まだ法律が出来ていなかったが国立公園の特別保護地区に指定し、また特別天然記念物、すくなくも特別記念物に指定してあれば、開発はできなかつたであろう。

しかし黒部第四発電所建設計画、後に検討する吉野熊野国立公園内の北山川電源開発計画、大雪国立公園内の層雲峡電源開発計画などは、尾瀬ヶ原保護運動のように、主要官庁をはじめ、多くの反対勢力を結集した運動を組織できず、したがって開発計画を阻止する法的な体制をつくることができなかつたのである。

その限りで、尾瀬ヶ原は、上高地と同様に、特別な存在であったということも理解しておかなければならない。

第4の勝因は、尾瀬ヶ原は、首都の一角にあり、反対運動をこなうにも地の利が大きく、国民やマスコミの注目を集めやすかつたということも指摘しておきたい。

この問題は、尾瀬の保護運動と一見無縁のように思われるが、黒部や北山川が僻地にあり、また北海道の層雲峡が遠隔かつ僻地にあつたことを考えれば、関東圏にあつた尾瀬ヶ原の反対運動は、極めて地理的に恵まれた有利な存在だつたと指摘できる。

第5の勝因は、全体的にみて、尾瀬ヶ原の開発に賛成する勢力が、小さかつたという状況を指摘しておきたい。

すでにみたように、尾瀬ヶ原電源開発計画の否定は、奥只見電源開発全体の否定ではありえず、したがって奥只見川電源開発計画から利益をえる人たちと何ら対立するものではなかつた。

尾瀬ヶ原電源開発計画は決して尾瀬観光にプラスするものがなかつたか

ら、反対運動は、観光に期待する住民、観光業界を敵に回すこともなかったのである、むしろ多くの地域住民を反対勢力として結集することができたのである。

黒部第四発電所の建設は、周辺地域あるいは観光業界に大きな利益をもたらす観光開発と密接に結びついていた。しかし黒部の場合と根本的に異なって、尾瀬ヶ原電源開発計画反対運動は、尾瀬周辺現地に開発賛成派がまったく存在せず、地元内部から切り崩される恐れがまったくなかったのである。

以上のように尾瀬ヶ原電源開発計画反対運動は、極めて永い運動の歴史をへつつ、1955年の第2次尾瀬ヶ原電源開発計画反対運動は、やや曖昧な勝利であったが、結果的にみればほぼ完全勝利であったと評価できる。

また第3次尾瀬ヶ原電源開発計画反対運動も、前回よりより広範な勢力を結集して最後まで粘り強く闘い、完全な勝利をもたらし、尾瀬ヶ原を開発から守り、永遠に子孫に残すことに成功した。

尾瀬ヶ原電源開発計画反対運動は、やや特異で例外的な存在ではあったが、しかし以上の総括から国立公園内の自然保護運動の、あるいは自然保護運動一般にとっても、あるべき姿を探求するうえで実に貴重な多くの教訓をわれわれに与えてくれていると強調できる。

注

- (1) 『東京日々新聞』1938年2月8日。前掲『尾瀬と只見川電源開発』、158—9頁。
- (2) 『東京日々新聞』1938年2月19日。前掲『尾瀬と只見川電源開発』、159—60頁。
- (3) 安達成之「尾瀬の発電計画」、山と溪谷編『尾瀬と日光』所収、山と溪谷社、1941年。前掲『尾瀬と只見川電源開発』、174—5頁。
- (4) 三田尾松太郎「乱暴な尾瀬案を葬れ」、『山と溪谷』129号、1950年2月、99頁。
- (5) 『福島民報』1951年6月8日。前掲『尾瀬と只見川電源開発』、212—3頁。
- (6) 前掲『日本政府公益事業委員会に対する只見川電源開発調査報告』、55—

7頁。

- (7) 前掲『文化財保護の歩み』, 261頁。
- (8) 拙稿「敗戦直後における国立公園制度の復活(下)」, 『経済志林』第76巻第1号, 138頁。
- (9) 拙稿「中部山岳国立公園内の黒部第四発電所建設計画と反対運動」, 『経済志林』第76巻第4号を参照。
- (10) 武田久吉「尾瀬と水電一回顧と批判一」, 『尾瀬ヶ原の諸問題』, 1950年, 厚生省国立公園部, 56頁。前掲『尾瀬と只見川電源開発』, 190頁。
- (11) 前掲「乱暴な尾瀬案を葬れ」, 『山と溪谷』129号, 99頁。
- (12) 『福島民報』1951年9月8日, 前掲『尾瀬と只見川電源開発』, 213頁。
- (13) 田村剛「黒四開発の認可について」, 『国立公園』81号, 1956年8月, 2頁。
- (14) 前掲『尾瀬と只見川電源開発』, 44頁。
- (15) 前掲『福島県史』第14巻, 355-6頁。